

北海道議會時報

第 3 卷 第 5 號

目 次

齒舞諸島の返還懇請について.....	1
議會の動き.....	1
• 第二回定例道議會	
海人草及び自轉車登録番號標事件に關するその後の経過...	4
會 合.....	7
• 一道北部七縣議會事務局長會議	
• 全國都道府縣議會事務協議會	
資 料.....	8
• 昭和二十六年度道費豫算現計調	
• 火災による道内各種學校の罹災狀況	
• 北海道開發のためにする港灣工事に關する法律	
• 公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法	
• 積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法	
• 國會議員の退職金に關する法律案	
• 警察法改正案要綱	
• 『國庫補助金制度の改正に關する勸告』とこれに對する閣議 決定事項についての比較及び意見	
• 第十回國會成立法律件名	
附 録.....	52
• 地方選舉の概觀	
• お役所仕事の民主化	
• 縣議會議長及び知事代表アメリカ視察報告	
• 請願及び陳情について	
• 陳情（委員會付託）	
議會圖書室だより.....	53

北海道議會事務局

▲齒舞諸島の返還懇請について

齒舞諸島の返還方については、道民の總意を結集してその筋に對し強力な懇請運動を續けつつあつたところ、ダレス特使は本年二月二十八日のワシントンにおける記者會見において、齒舞諸島について「ソ連が北海道東北沿岸の齒舞諸島をヤルタ協定によつてソ連に與えられた千島列島の一部であると稱し占有していることは不當であり、米國は反對である。元來齒舞諸島は絶対に千島列島の一部ではない」との言明が公表せられた。この言明に力を得て、三月二日北海道民を代表して知事、議長、千島及び齒舞諸島返還懇請同盟會長より齒舞諸島返還につき次のようにダレス特使及びマツカーサー元帥宛に懇請の電信を發した。又四月一日の國會（衆議院）において齒舞諸島返還懇請に關する決議案が次の通り可決せられたのである。

電 文

今回齒舞諸島の歸屬に關する貴下の言明に接し、貴下の誠に公正なる御判斷に對し全道民心から感謝感激に堪えません。吾々の希望は先般御來朝の節提出した懇請書の通りでありますので、今後共貴下の特段の御援助により、吾々の希望の達成せられることを切に望んで止みません。

千島及び齒舞諸島返還懇請同盟會長

伊 藤 誠 哉

北海道議會議長

坂 東 秀 太 郎

北海道知事

田 中 敏 文

ダレス特使宛

今回齒舞諸島の歸屬等に關するダレス特使の言明に接し得たことは、貴下の深甚なる御理解の賜と信じ、全道民感謝感激に堪えません。吾々の希望は先般提出した懇請書の通りでありますので、今後とも貴下の特段の御援助により吾々の希望の達成される事を切に望んで止みません。

千島及び齒舞諸島返還懇請同盟會長

伊 藤 誠 哉

北海道議會議長
北海道知事
マツカーサー元帥宛

坂 東 秀 太 郎
田 中 敏 文

齒舞諸島返還懇請に關する決議

現在ソ連邦の占領下にある齒舞諸島は、地理的には花咲半島の延長であり、古來より根室の一部として日本人が居住していたのである。又行政區域からも齒舞諸島は根室國であり、明らかに北海道本土の一部をなしてわが國固有の領土であり、天然的、歴史的環境をもつものである。

しかるに終戰當時これらの島に駐とんせる日本軍隊が千島と同一の指揮系統にあつて降伏した事情等のため北海道と分離せられ、ソ連邦に引き渡されたのである。しかしこれらの諸島は、わが國水産業の上からは國民榮養の重要要素である水産物生産地としてまことに重要な地域である。

さらにこれらの海域はしばしば濃霧が発生し、船舶の運輸は困難であり、なお且つ、彼等の領土が招呼の間にある現在においては領海侵犯あるいは捕等の事件がひん發する状態である。このように國際的紛争がじやつ起することは、平和國家として再發足せるわが國將來に暗影を投ずることとなり憂慮される次第である。

よつて連合國各國の深い御理解と御同情により、講和條約締結に當つては、齒舞諸島はわが國に返還されるよう懇請する。

右決議する。

第二回定例道議會

第二回定例道議會は、四月七日開會せられた、今回は北海道開發公共事業費並びに全額國庫支出金による事業中差當り豫算措置を要すると認められる事業費について、概ね第一、四半期に必要なとする經費の追加豫算及びその他の案件について審議を行い、即日閉會した。

なお、今回提出せられた案件並びにその経過は次の通りである。

▲知事から提出された議案

- 議案第一號 昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加豫算
議案第二號 第三百五十五回北海道起債に關する件
議案第三號 第三百五十六回北海道起債に關する件
議案第四號 第三百五十七回北海道起債に關する件
議案第五號 第三百五十八回北海道起債に關する件
議案第六號 第三百五十九回北海道起債に關する件
議案第七號 第三百六十回北海道起債に關する件
議案第八號 第三百六十一回北海道起債に關する件
議案第九號 第三百六十二回北海道起債に關する件
議案第十號 第三百六十三回北海道起債に關する件
議案第十一號 第三百六十四回北海道起債に關する件
議案第十二號 第三百六十五回北海道起債に關する件
議案第十三號 第三百六十六回北海道起債に關する件
議案第十四號 昭和二十六年度北海道歳入歳出追加豫算
議案第十五號 農業再生産資金交付の件
報告第一號 専決處分報告の件
報告第二號 専決處分報告の件

▲議事の経過

○四月七日午後一時二十分開議、會議録署名議員の選定及び諸般の報告があり、田中知事より退職の申出があり、これを議題に供し、書記をして辭表を朗讀せしめ、退職については地方自治法第百四十五條但書によるものであり、これに同意することを決定、提出議案について知事代理野口副知事より説明があつて時間の延長を宣告し午後一時三十五分休憩、午後三時五分再開、議案第一號乃至第十五號を一括議題に供し、何れも委員會の審査を省略して原案の通り可決、次いで報告第一號及び第二號を一括議題に供し、何れも委員會の審査を省略してこれを承認することに決定、以上で

案件の全部を議了したので閉會した。

▲昭和二十六年度道費追加豫算知事職務代理説明

茲に提出いたしました。昭和二十六年度北海道費歳入歳出追加豫算案につきましてその大要を御説明申し上げます。

今次追加豫算は北海道開發公共事業費並びに全額國庫支出金による事業等において差當り豫算措置を要すると認められます事業費について概ね第一・四半期に必要とする經費につきこれを計上いたしました次第であります、

その豫算總額は、

八億九千四百五十六萬圓

でありまして、以下その主なものについて申し上げます。

先ず公共事業費についてでありますが、土木事業費關係といたしまして

は、

道路指定修繕費

九百萬圓

橋梁架換費

九百萬圓

橋梁指定修繕費

三百萬圓

災害防除費

三百萬圓

河川改修費

九千二百萬圓

河川維持工事費

一千萬圓

砂防工事費

九百萬圓

海岸堤防修築費

五百萬圓

漁港修築費

一億五十萬圓

を見込まました外土地改良事業費におきまして、

道營灌漑排水事業費

四千四百三十八萬圓

團體營灌漑排水事業費補助

六百二十五萬圓

暗渠排水事業費補助

二千五百三十萬圓

普通客土事業費補助

一千二百二十八萬圓

軌道客土事業費補助

一千四百二十六萬圓

温水溜池施設費補助

百七十四萬圓

を計上いたしております。

又開拓事業費關係といたしましては、

住宅、小學校等入殖に伴う施設費補助

四千八百九十六萬圓

開墾作業費補助

一億三千八百六十一萬圓

開拓地酸性土壤矯正費補助

二千六百二萬圓

を林業費關係といたしましては、

治山事業費

二千六百五十八萬圓

林道施設費

九十八萬圓

森林資源造成事業費

百九十五萬圓

を夫々計上いたしました外、

庶民住宅建設助成費

七千九百三十九萬圓

を見込みました。

以上の公共事業費を合せますと、

六億六千七百二十四萬圓

と相成るのであります。本措置により當面の事業遂行に支障のないようにいたしたい所存であります。

なお、これが財源といたしましては、

國庫支出金

五億二千五百七十四萬圓

道債

一億五百五十萬圓

負擔金

三千六百萬圓

を充當いたしました次第であります。

次に緊急差置き難いと認められます事業といたしましては、

水稻溫床苗代設置助成費

一億八十萬圓

耕土改良施設費

六千七百七十五萬圓

酸性土壤矯正事業助成費

千三百九十一萬圓

水稻病害虫防除費

八百八十五萬圓

を夫々全額國庫支出金を引當ていたしましたして、これを計上いたし、食糧生産の増強に遺憾のないようにいたしたいと存する次第であります。

なお、港灣簡易工事につきましては、取敢えず事業繼續中のものに對する第一、四半期分の事業費二千二百萬圓を見込み、事業の實施に支障なきを期したのであります。

以上の外、

高等學校改築費において二千萬圓を計上いたしましたのは、昭和二十五年當初より折衝中でありました札幌伏見高等學校の改築費に對する起債が年度末に至り許可されることとなりましたので、これが事業繰越措置をいたしまして速かなる事業の遂行を圖りたいと存する次第であります。

次に別案をもつて、提出いたしております農業再生産資金貸付についてであります。御承知のように農耕期を目標に控えた今日農業金融事情は諸般の經濟情勢と關連して非常な窮迫を告げて居り、肥料農業等農業再生産資材の購入資金の操作は相當困難なる現狀にありますのでこの際北海道信用農業協同組合連合會に對し、五千萬圓を貸付しこれが生産資材の速なる確保を圖り、もつて生産増強に寄與しようとするものであります。

以上は今回提案いたしました豫算案の概要につきまして、御説明申上げたのであります。なお詳細については御質問に應じ、私又は參與員から御答辯申上げたいと存じます。

附帶議案と共に何卒よろしく御審議の上適當なる御議決あらんことを切望いたします。

▲各派交渉會

○四月七日第二回定例道議會の運営について各派交渉會を開催し次の事項を協議した。

- 一、田中知事の法定期日前退職について同意をなすこと。
- 一、知事及び議員に對する退職記念品料については理事者に一任すること。

一、本月中に全案件を議了し閉會すること。

常任委員会

総務委員会

○四月七日午前十一時四十分第一委員室で開議、財政課長より、昭和二十六年年度費追加豫算案二件、起債關係十二件、農業再生産資金貸付の件、専決處分報告二件について説明、これについて質疑應答ののち、各案件を諒承して午後零時七分散會。

▲海人草及び自轉車登録番號標事件に關する

その後の経過

去る三月二十三日の本會議において、宮津議員（自由）提出横山議員外四十六名賛成の決議案第十號海人草及び自轉車登録番號標に關する調査に基く措置に關する決議案が議決されたところ、知事よりこの議決は違法であるとし再議の件が提出され、再議の結果は賛成者多數を以て右の議決が再び可決せられたので、知事は地方自治法第七十六條第五項の規定により三月二十六日別記訴狀の通り議決無効確認の訴訟を提起した。一方議會はこの議決に基いて四月六日知事及び教育長に對しそれぞれ處分を勸告するとともに、偽證容疑の十三名については檢察廳に告發を行い、同時にこれについて別記の通り議長談話を發表した。

訴 狀

原告 北海道知事 田 中 敏 文

右指定代理人

北海道總務部法規課長

進 藤 長 次 郎

被 告 北海道議會

右 代 表 者

北海道議會議長 坂 東 秀 太 郎

議決無効確認事件

この訴訟物價格

三萬一千圓

貼用印紙

三百十圓

請 求 の 趣 旨

被告が昭和二十六年三月二十三日議決した決議案第十號海人草及び自轉車登録番號標に關する調査の結果に基く措置に關する決議の再議決は違法につき、その議決は無効とする。
との判決を求める。

請 求 の 原 因

一、被告は、昭和二十五年第五北海道議會において昭和二十五年十月二十八日、驅虫劑海人草の納入及び自轉車登録條例に基く登録番號標事件調査のため、特別審査委員會を設け、委員定數を十五名と定めその委員の選任を行つた。

しかして被告が右事件調査を特別委員會に付議については、その後同會期末の昭和二十五年十一月六日、次回昭和二十五年第六議會の昭和二十五年十二月二十一日及び同月二十五日、次回昭和二十六年第一議會の昭和二十六年二月二十四日において、委員會の審議を繼續して行うことを議決している以外は、何等特別の議決、すなわち、審査特別委員會に對し、選舉人その他の關係人の出頭及び證言並びに記録の提出を請求せしめること並びに地方自治法第百條第二項以下において議會の權限と定められてゐる出頭證人に對する宣誓その他の行爲を命ずることを委任する旨の議決がなかつたばかりでなく、地方自治法第百條第十一項の規定による經費の額の定めしなかつたのである。

二、しかるにこの審査特別委員會においては、その付議された事件について證人等の出頭を請求しこれに宣誓證言をなさしめて調査を行い、その

結果を昭和二十六年三月十日委員長から議會に報告した。

三、被告はこの報告により、昭和二十六年三月二十三日決議案第十號「海人草及び自轉車登録番號標に關する調査結果に基く措置に關する決議」の左記第二項において、

「荒哲夫證人、本間武三證人、齋藤正志證人、草薙繁一證人、田中敏文證人、境一雄證人、宮島敏雄證人、平野晃證人、海野銀次郎證人、黒坂俊雄證人、安田貴六證人、赤沼正證人、鯨岡哲郎證人の十三名については宣誓をしたる證人でありながら濃厚なる偽證の容疑があるので地方自治法第百條第七項の規定に該當するものと認め同法同條第九項の規定により之を告發する」旨を議決したのである。

四、これに對し原告は、その議決が違法であると認め、即日、地方自治法第百七十六條第四項の規定により、被告に對して、理由を附して再議に付したのであるが、被告は、この再議に對し、同日再び前回の決議をそのままその決議とする旨の議決を行つたのである。

五、被告の行つた議決は、荒哲夫外十二名を考査特別委員會において證人として出頭を求め、宣誓の上證言をなさしめたことに基いて、これを地方自治法第百條第七項による偽證の罪を犯したものと認め告發するといふ點において違法である。

その理由は、

1 團體事務の調査權並びにこれに關する選舉人その他の關係人の出頭及び證言並びに記録の提出を請求する權限は、議會には與えられてゐるが、委員會にはないのである。このことは、國會における調査權について見るに、その根據法たる議院における證人の宣誓及び證言に關する法律においては、兩議院及び委員會の双方にこれを認めてゐるが、これと相對應する法律であつて地方議會の調査權について定める地方自治法においては、第百條で「議會は」と規定し、その權限を議會に對してのみ留保してゐる點からも明らかである。

この法律で定められた議會の權限を、委任を認める法律の根據なく

して委員會に委任し得ないことは當然の法理である。殊にこの地方自治法第百條においては第二項以下において出頭及び證言等の拒否、偽證に對する刑罰の規定を設けてゐるのであるが、ここには明らかに議會における出頭要求及び證言等を犯罪の構成要件として規定してゐるものであるから、これを若し條例によつて委員會に委任し、これによつて委員會が宣誓證言をなさしめ、これを基礎として刑罰を科するものとすれば、法律に規定なき刑罰が科されることになり、いわゆる罪刑法定主義に反するものとなるのである。

2 しかして議會が團體事務の調査に當り、その過程において、補助機關たる委員會に審査を付議し、委員會をして議會の行爲を行わせることは容認すべきことであるが、そのためには議件付託に際しその旨の議決がなければならぬのである。なおこの場合においても、委員會は議長を通じて證言又は記録の提出を請求するものとすべきである。

すなわち昭和二十三年四月十日、昭和二十三年十月六日、昭和二十四年三月二日及び同年四月十一日の地方自治廳における行政實例において「團體事務に關する調査が特別委員會に付託されたとき、特別委員會をして關係人の出頭、證言、記録の提出の請求をなさしめるには議案付託に際してその調査のため、證人の出頭、證言又は記録の提出についての權限を委任する旨の議決を経なければならぬ。この場合の手續については、會議規則中に委員會において證言又は記録の提出を必要とするときは、議長を通じてその請求をすることができ旨の規定を設けて置くのがよい」とあるのは、正にこの趣旨を明らかにしたものである。

従つて北海道議會常任委員會及び特別委員會條例第十八條の「委員會は議長を経由して審査又は調査のため選舉人その他の關係人の出頭及び證言並びに記録の提出を請求し、又は團體等に對し報告若しくは記録の提出を要求することができる」旨の規定は、議會の特別の議決のあつた場合における手續規定に過ぎないのである。若しこの條例の

規定を授權規定と解するならば前に述べた理由によつて、かかる一般
的授權は法律に違反し、條例自體が無効のものとならざるを得ないの
である。

3 又、證言をなさしめることと、宣誓をなさしめることとは、絶対に不
可分の關係にあるものでなく、宣誓をなさしめるには、宣誓をなさし
めることについての明確な法律上の根據がなければならぬものであ
つて、證言といへば、必ず當然に宣誓を伴うものと解することはでき
ないのである。このことは、昭和二十二年十二月十二日改正以前の地
方自治法第百條には、

(第一項) 普通地方公共團體の議會は、當該普通地方公共團體の事務
に關する調査を行い、選舉人その他の關係人の出頭及び證言並びに記
録の提出を請求することができる。

(第二項) 議會が前項の規定による調査を行うため當該普通地方公共
團體の區域内の團體等に對し照會をし又は記録の送付を求めたときは
當該團體等は、その求めに應じなければならない。

という條文があつたに過ぎず、當時は、證言を求めても、その者に宣
誓を行わせることができず、又、證言の拒否、偽證等に對する加罰の
規定がなかつたことによつても、極めて明らかなことである。

従つて、國會の委員會の場合の如く、委員長が宣誓をなさしめるこ
とを法律によつて規定されている場合は別であるが、しからざるこ
ろの地方公共團體の議會の委員會にあつては、議會から團體事務調査
を付託され、關係人の出頭證言を行わしめられた場合において、宣誓
をなさしめることが當然の權限として許され得るものではない。これ
また個々の議件付託の際にその旨の特別議決がなければならぬので
ある。北海道議會常任委員會及び特別委員會條例第十八條の規定は、
宣誓及び加罰等の規定が地方自治法になかつた當時に制定されたもの
であり、この規定が宣誓と無關係であることはいうまでもなく、假に

委員會が適法に證言を請求し得た場合でもこの規定を根據に當然に宣
誓請求權ありということとはできないのである。

4 しかるに 本件は 特別委員會付託に際して 議會において何等特
別の議決をしていないものであるから たとえ委員會が出頭人に宣誓
及び證言をなさしめても その行爲は本來無權限の行爲であるから
かかる宣誓及び證言を基礎として、偽證罪を犯したものと認め告發す
る旨の議決をすることは違法である。

六、よつて被告のなした議決は 違法であつて有効に成立したものといわ
れないものであるから 地方自治法第百七十六條第五項により 無効確
認のため 本訴に及んだものである。

證 據 方 法

一 第一號證 (昭和二十五年第五回定例北海道議會議事速記錄 (上))
をもつて昭和二十五年十月二十八日考查特別委員會設置の際における議
事内容を立證する。

二、第二號證 (北海道議會決議案第十號決議書謄本)
をもつて昭和二十六年三月二十三日日本件違法の議決につき北海道議會の
行つた第一回の議決内容を立證する。

三、第三號證 (再議議案)
をもつて昭和二十六年三月二十三日原告が被告に對して再議に付したこ
とを立證する。

四、その他口頭辯論期日において立證する。

添 附 書 類

- 一、證據書類 一括
- 二、指定書 一通

右のとおり訴を提起する。

昭和二十六年三月二十六日

右原告北海道知事指定代理人

北海道總務部法規課長

札幌地方裁判所 御中

進藤長次郎

▲自轉車登録番號標に關する調査における偽證の 告發について

四月六日

坂東議長談

去る三月二十三日道議會において議決された海人草及び自轉車登録番號標に關する調査の結果に基く措置に關する決議によつて、考査特別委員會における荒哲夫君、本間武三君、田中敏文君等十三證人の宣誓をした上で行つた證言中、濃厚なる偽證容疑につき、地方自治法第百條第九項の規定によつて告發することを議長に一任されたので、特に慎重なる態度を以つて、その準備を進めてきたが、本日漸くその書類が整つたので十三證人を道議會の名において告發の手續をとつた。

その黑白は、嚴正なる司法權によつて明にされるであらうが、本件に關して知事は、考査特別委員會設置に當り、議會が證人の出頭證言及び記録の提出要求の權限を委員會に授權する議決をしていないから、その議決は委員會の無權限な調査に基くもので、無効であるとして再議を要求し、且再議の結果無効確認の訴を起している。

この點に關しては地方自治法第百十一條により設定した道議會委員會條例第十八條に委員會は議長を経由して證人の出頭證言及び記録の提出を要求できる旨の明文があり、議長を経由することを條件として付託された事

件に關する限り委員會に包括的授權がなされているので本事件の真相を究明するためその調査を付託された考査特別委員會としては、この規定に基いて證人の出頭證言等を議長を経て求め各證人も亦何等異議を唱えず宣誓の上證言したものであつて適法有効に行はれたものと確信する。特に知事の出訴理由は地方自治廳の行政實例を盾にとつて無効を主張してゐるが、この行政實例は、條例規定のない前提のもとに出されたものであつて、しかもこれらの行政實例通牒の後即ち昨年五月に出された法務府法制意見第一局の意見は「團體事務の調査權、證人の出頭證言及び記録の提出請求等の權限は議會に對して與えられたものであるから特別委員會がこの權限を行使するには議會の特別の委任議決を要するが、條例に別段の定があるときはこの限りでない」と道議會のような委員會條例に別段の定があるときは、これに従う旨を明示してゐる。又出頭證言と宣誓とは無關係であるかのような立論をしてゐるが、以上のように委員會が證人の出頭を求め證言をなさしめる權限を有する場合は、地方自治法第百條第二項の規定による民事訴訟に關する法令の規定中證人の訊問に關する規定の準用によつて當然に宣誓せしめ得ることは殆んど議論の余地がなく、何等違法なものではないと確信する。

議會が被告となつて知事と争う議決無効の訴訟は、この偽證告發とは別箇のものではあるが、議會の自律權擁護の立場からも飽くまで嚴正なる判定を期待するものである。

會 合

▲一道北部七縣議會事務局長會議

○四月九日東京都全國議長會館において開催、青森、岩手、秋田、宮城、福島、山形、新潟、

北海道の各事務局長の外、衆議院事務局より、西澤議事部長、内藤議事課長がこれに出席、地方議會の運営等について種々協議懇談を行い散會した。

▲全國都道府縣議會事務協議會

○四月十七日東京都議會において開催、都道府

縣議會の各事務局長の外、衆議院事務局より西澤議事部長、參議院事務局より河野議事部長が出席、改選後における議會事務處理の諸問題、法制疑義の研究その他に關し協議懇談を行つて散會した。

▲北海道開発のためにする港湾 工事に關する法律制定さる

北海道開發のため北海道においてする港灣工事に關し、その費用負擔及び直轄工事並びに港灣施設の譲渡等について、港灣法の特例を定めることを目的として次のような法律が制定せられたのである。

北海道開發のためにする港灣工事に 關する法律（法律第七十三號）

（この法律の目的）

第一條 この法律は、北海道開發のため北海道においてする港灣工事に關して、港灣法（昭和二十五年法律第二百十八號）の特例を定めることを目的とする。

（港灣管理者のする港灣工事に關する費用の負擔）

第二條 港灣管理者のする港灣工事であつて、北海道開發のため必要であると認められるものの費用は、水域施設又は外かく施設の建設又は改良に係るものについては、國がその全額を負擔し、けい留施設又は臨港交通施設の建設又は改良に係るものについては、國がその十分の七・五を、港灣管理者がその十分の二・五をそれぞれ負擔する。

2 港灣法第四十二條第三項及び第四項（費用

の負擔）の規定は、前項の場合に準用する。（直轄工事）

第三條 北海道開發のため必要がある場合において、國と港灣管理者の協議が調つたときは運輸大臣は、豫算の範圍内で港灣工事を自らすることが出来る。

2 前條の規定は、前項の規定により運輸大臣がする港灣工事の費用について準用する。この場合において、前條において準用する港灣法第四十二條第四項中「第十七條第一項及び第十九條第一項」とあるのは「第十七條第二項及び第十九條第二項」と読み替えるものとする。

3 港灣法第五十三條（土地又は工作物の譲渡）及び第五十四條（港灣施設の貸付等）の規定は、第一項の場合に準用する。

（國が負擔した港灣施設の譲渡等）

第四條 港灣法第四十六條（國が負擔した港灣施設の譲渡等）の規定は、前二條の規定によりその工事の費用を國が負擔した港灣施設を譲渡し、擔保に供し、又は貸し付けようとする者に準用する。

附 則

この法律は公布の日から施行する。

港灣法參照條文拔萃

第五章 港灣工事の費用

（費用の負擔）

第四十二條 港灣管理者が、重要港灣におい

て一般公衆の利用に供する目的で、水域施設外かく施設又はけい留施設の建設又は改良の重要な工事をする場合には、その工事に要する費用は、國と港灣管理者がそれぞれその十分の五を負擔する。

2 港灣管理者が、避難港において、水域施設又は外かく施設の建設又は改良の工事をする場合には、その工事に要する費用は、國がその十分の七・五を、港灣管理者がその十分の二・五をそれぞれを負擔する。

3 前二項の規定は、これによつて國が負擔することとなる金額についてあらかじめ運輸大臣に申し出て國會の議決を経た豫算に組入れられていないときは、これを適用しない。

4 地方財政法（昭和二十三年法律第百九號）第十七條第一項（國の負擔金の地方公共團體に對する支出）及び第十九條第一項（國の地方公共團體に對する支出金の支出時期）の規定は、港務局について第一項又は第二項の場合に準用する場合において、「地方公共團體」とあるのは「港務局」と読み替えるものとする。

（國が負擔し又は補助した港灣施設の譲渡等）
第四十六條 この法律によりその工事の費用を國が負擔し又は補助した港灣施設を譲渡し、擔保に供し、若しくは貸し付けようとする者は、運輸大臣の認可を受けなければならない

い。但し、國が負擔し若しくは補助した金額に相當する金額を國に返還した場合、又は貸付を受けた者が、その物を一般公衆の利用に供し、且つその貸付が三年の期間内である場合はこの限りでない。

2 港灣管理者は、前項本文の規定により運輸大臣の認可を受けた場合、又は同項但書の場合の外、その管理する一般公衆の利用に供する港灣施設を一衆公衆の利用に供せられなくする行為をしてはならない。

(土地又は工作物の譲渡)

第五十三條 前條に規定する港灣工事によつて生じた土地又は工作物は、運輸大臣において港灣管理者に譲渡することができる。この場合の譲渡は、港灣管理者が負擔した費用の額に相當する價額の範圍内で無償とする。

(港灣施設の貸付等)

第五十四條 前條に規定する場合の外、第五十二條(直轄工事)に規定する港灣工事によつて生じた港灣施設(港灣の管理運営に必要な土地を含む)は、運輸大臣(國有財産法(昭和二十三年法律第七十三號)第三條(國有財産の分類及び種類別定義)の規定による普通財産(公共物を除く)については大藏大臣)において港灣管理者に貸し付け、又は管理を委託しなければならない。

2 前項の規定により港灣管理者が管理することとなつた港灣施設については、港灣管理者

においてその管理の費用を負擔する。この場合において、當該施設の使用料及び賃貸料は港灣管理者の收入とする。

▲公共土木施設災害復舊事業費 國庫負擔法制定せらる

政府においては今回公共土木施設の災害復舊事業費について、地方公共團體の財政力に適應するように國の負擔を定めて、災害の速やかな復舊を圖り、もつて公共の福祉を確保することを目的として次のような法律を制定したのである。

公共土木施設災害復舊事業費 國庫負擔法(法律第九十五號)

(目的)

第一條 この法律は、公共土木施設の災害復舊事業費について、地方公共團體の財政力に適應するように國の負擔を定めて、災害の速やかな復舊を圖り、もつて公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「災害」とは、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象に因り生ずる災害をいう。

2 この法律において「災害復舊事業」とは、災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復舊する(原形に復舊することが不可能な場合において當該施設の従

前の効用を復舊するための施設をすることを含む。以下同じ)ことを目的とするものをいう。

3 災害に因つて必要を生じた事業で、災害にかつた施設を原形に復舊することが著しく困難又は不適當な場合においてこれに代るべき必要な施設をすることを目的とするものはこの法律の適用については、災害復舊事業とみなす。

4 この法律において「標準稅收入」とは、地方公共團體(地方公共團體の組合を除く。以下本條及び第四條において同じ。)が地方稅法(昭和二十五年法律第二百二十六號)に定める當該地方公共團體の普通稅(法定外普通稅を除く。)について同法第一條第一項第五號にいう標準稅率(標準稅率の定めのない地方稅については、同法に定める稅率とする。)をもつて、地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一號)第十五條第一項の地方財政委員會規則で定める方法により算定した地方稅の收入見込額をいう。

(國庫負擔)

第三條 國は、法令により地方公共團體(港灣法(昭和二十五年法律第二百十八號)に基く港務局を含む。以下第四條を除き同じ。)又はその機關の維持管理に屬する左に掲げる施設のうち政令で定める公共土木施設に關する災害の復舊事業で、當該地方公共團體又はそ

の機關が施行するものについては、その事業費の一部を負擔する。

一、河川

二、海岸

三、砂防設備

四、林地荒廢防止施設

五、道路

六、港灣

七、漁港

(國庫負擔率)

第四條 前條の規定により地方公共團體に對し國が費用の一部を負擔する場合における當該災害復舊事業費に對する國の負擔率は、當該地方公共團體について、その年の一月一日から十二月三十一日までに發生した災害につき第七條の規定により決定された災害復舊事業費の總額を左の各號に定める額に區分して遞次に當該各號に定める率を乗じて算定した額の當該災害復舊事業費の總額に對する率による。この場合において、その率は、小數點以下三位まで算定するものとし、四位以下は四捨五入するものとする。

一、當該地方公共團體の當該年度(災害の發生した年の四月一日に屬する會計年度をいう。以下本條において同じ。)の標準稅收入の二分の一に相當する額までの額については、三分の二。

二、當該地方公共團體の當該年度の標準稅收

入の二分の一をこえ二倍に達するまでの額に相當する額については四分の三。

三、當該地方公共團體の當該年度の標準稅收入の二倍をこえる額に相當する額については四分の四。

2 前項の災害復舊事業費の總額には、前條各號に掲げる施設に關する災害復舊事業で、國が施行するもの(北海道における災害復舊事業で國がその費用の全額を負擔するものを除く。)の事業費(二以上の地方公共團體がそれぞれ事業費の一部を負擔する場合においては、それぞれの團體について、その負擔割合に應じその負擔に係る事業の事業費をあん分した額)及び地方公共團體の組合又は港務局の施行するものの事業費で、組合又は港務局を組織するそれぞれの地方公共團體の負擔すべきものを含み、第二條第三項に規定する災害復舊事業の事業費のうち、災害にかつた施設を原形に復舊するものとした場合に要する全額をこえる金額(以下超過事業費という。)を含まないものとする。

3 地方公共團體の組合又は港務局の行う災害復舊事業の事業費に對して國が前條の規定により費用の一部を負擔する場合における當該事業費に對する國の負擔率は、當該組合又は港務局を組織する地方公共團體が當該組合の規約又は港務局の定款で災害復舊事業費の分擔について定めた割合を、第一項の規定によ

り算定した當該地方公共團體に對する國の負擔率に乘じたものの和とする。

4 國は、第二條第三項に規定する災害復舊事業費のうち超過事業費については、第一項の規定にかかわらず、それぞれの施設に關する改良工事について、國が、他の法令又は豫算の定めるところによりその費用の一部を負擔し、又補助する場合の例により、その費用を負擔する。

(直轄事業に對する地方公共團體の負擔率)

第五條 第三條各號に掲げる施設について國が施行する災害復舊事業費で、地方公共團體がその費用の一部を負擔するものについての當該地方公共團體の負擔の割合は、他の法令の規定にかかわらず、當該地方公共團體又はその機關が施行する災害復舊事業で國が施行する當該災害復舊事業の原因となつた災害と同年に發生した災害に係るものに對し前條の規定により國が負擔すべき割合を除いた割合によるものとする。

(適用除外)

第六條 この法律は、左に掲げる災害復舊事業については適用しない。

一、一箇所の工事の費用が十五萬圓に滿たないもの。

二、工事の費用に比しその効果の著しく小さいもの。

三、維持工事とみるべきもの。

四、明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。

五、甚しく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害に係るもの。

六、河川、港灣及び漁港の埋そくに係るもの但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

七、天然の河岸及び海岸の欠損に係るもの、但し、維持上又は公益上特に必要と認められるものを除く。

八、災害復舊事業以来の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。

九、直高一メートル未満の小堤、幅員二メートル未満の道路その他主務大臣の定める小規模な施設に係るもの。

2 前項第一號の場合において、一の施設について災害にかかつた箇所が二十メートル以内の間隔で連続しているものに係る工事並びに橋、水制、床止その他これらに類する施設について災害にかかつた箇所が二十メートルをこえる間隔で連続しているものに係る工事及びこれらの施設の二以上にわたつた工事で當該工事を分離して施行することが當該施設工事と分離して施行することが當該施設の効用上困難又は不適當なものは一箇所の工事とみなす。但し、當該工事を施行する地方公共團

體が二以上あるものについては、この限りでない。

第七條 第三條の規定により國がその費用の一部を負擔する災害復舊事業及び第五條に規定する國が施行する災害復舊事業の事業費は、地方公共團體の提出する資料、實地調査の結果を勘案して主務大臣が決定する。

(國庫負擔金の交付方法)

第八條 國は、前條の規定により災害復舊事業費を決定したときは、當該地方公共團體に對し、當該災害復舊事業が施行される各年度において、第四條の規定による國の負擔率により負擔金を交付する。

2 前項の場合において、國は、第四條の規定による國の負擔率が決定する前でも、豫算の範圍内において、當該年度において施行される災害復舊事業の事業費(超過事業費に相當する部分を除く。)の三分の二に相當する額を下らない額により、負擔金を概算交付することができる。

3 國は、前項の規定により負擔金を概算交付した場合において、第四條の規定による國の負擔率が決定したときは、當該年度内にその年度中に施行された當該災害復舊事業の事業費に對應する負擔金との差額を交付する。但し、その負擔金を交付するための支出豫算がその交付すべき差額に對し不足するときは、その不足額を翌年度において交付するものと

する。

(災害復舊事業の監督)

第九條 主務大臣は、災害復舊事業につきこの法律により國の負擔金の交付を受ける地方公共團體に對して、當該災害復舊事業を適正に實施させるため、必要な検査を行い、報告を求め、又は事業の施行に關し必要な指示をすることが出来る。

2 主務大臣は、都道府縣知事をして、當該都道府縣の區域に存する市(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七號)第一百五十五條第二項の市を除く。以下同じ。)町村(市町村の組合及び港灣法第四條第四項第三號に掲げる港灣を管理する港務局を含む。以下同じ。)に對して、政令で定めるところにより、前項に規定する主務大臣の權限を行わせることができる。

(災害復舊事業費の精算)

第十條 國の負擔金の交付を受けた地方公共團體が負擔金に係る災害復舊事業を施行したときは、遲滞なく、その事業費を精算して主務大臣の成功認定を受けなければならない。

(負擔金の還付)

第十一條 國の負擔金の交付を受ける地方公共團體が、負擔金に係る災害復舊事業を施行せず、又は負擔金をその目的に反して使用したときは、主務大臣は、負擔金のうちその施行しない災害復舊事業に係る部分を交付せず、

若しくは返還させ、又は交付の目的に反して使用した部分の負擔金を返還させることができる。

2 前項の規定により負擔金の返還を命ぜられた地方公共團體は、その返還を命ぜられた金額を、遅滞なく、國に返還しなければならぬ。

3 第九條第二項の規定は、第一項に規定する主務大臣の權限について準用する。

(剰余金の處分)

第十二條 地方公共團體は、國の負擔金の交付を受けた災害復舊事業の事業費に剰余を生じたときは、遅滞なく、當該剰余金に第四條の規定による國の負擔率を乗じた額を國に返還しなければならない。

2 前項の場合において、地方公共團體は、政令で定めるところにより、當該剰余金を主務大臣の認可を受けた災害復舊事業費に使用することができる。

(市町村災害復舊事業費)

第十三條 國が市町村に對して交付する災害復舊事業費の負擔金の額の算定、交付及び還付並びに災害復舊事業の成功認定に關する事務は、政令で定めるところにより、都道府縣知事が行う。

2 國は、政令で定めるところにより、都道府縣知事が前項の規定による事務を行うために必要な經費を都道府縣に交付しなければなら

ない。

(主務大臣)

第十四條 この法律において主務大臣は、第三條各號に掲げる施設の主務大臣とする。

(實施規定)

第十五條 この法律の實施のための手續きその他の執行について必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

2 左の法律は、廢止する。

都道府縣災害土木費國庫負擔ニ關スル法律
(明治四十四年法律第十五號)

昭和二十五年年度における災害復舊事業費國庫負擔の特例に關する法律(昭和二十五年法律
第百八十九號)

3 北海道における地方公共團體に對して第三條の規定により國が費用の一部を負擔する場合における當該災害復舊事業費に對する國の負擔率は、當分の間、第四條の規定によつて算定した率が五分の四に満たない場合においては、同條の規定にかかわらず、五分の四とする。

4 この法律(第五條及び第六條を除く。)の規定は、第三條各號に掲げる施設について地方公共團體又はその機關が施行する災害復舊事業で昭和二十五年以前の災害に因るもの

のうち、主務大臣による事業費の決定があつて、國の負擔金の全部又は一部の交付をまだ受けてないものについて準用する。この場合において、第四條第一項中「第七條の規定により決定された災害復舊費の總額とあるのは「主務大臣が決定した災害復舊事業費の總額(昭和二十三年一月一日から同年十二月三十一日まででに發生した災害については、當該災害復舊事業費の總額に政令で定める率を乗じて補正した額)」と同様同項第一號中「當該年度災害の發生した年の四月一日の屬する會計年度をいう。以下本條において同じ。」とあり、又は同條同項第二號若しくは第三號中「當該年度」とあるのは「昭和二十五年年度」と読み替えるものとする。

5 第五條の規定は、第三條各號に掲げる施設について昭和二十六年年度以降において國がその全部又は一部を施行する災害復舊事業で、昭和二十五年年度以前の災害に因るものについての地方公共團體の費用の負擔の割合について準用する。

6 農林水産業施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律(昭和二十五年法律第百六十九號)の一部を次のように改正する。
第七條中「この法律により國が補助を行う」を「公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法(昭和二十六年法律第九五號)により國が費用を負擔する」に、「都道府縣災害土

木費國庫負擔ニ關スル法律（明治四十四年法律第十五號）を「この法律」に改める。

▲積雪寒冷單作地帯振興臨時

措置法制定さる

北海道、東北、信越、北陸地方及びその他の積雪寒冷地帯は人口密度も低く、住民は窮乏を極め産業の開発、文化の普及が甚しく遅れている、この原因は自然的條件によることはもとよりであるが、政治の分野において、これら地帯に對する政府の施策がその積極性を欠いていたうらみも見逃すことのできない一因であつたといえる、今回政府はこの事實に著眼し、積雪寒冷が甚しく經濟的に遅れた積雪寒冷地帯における農業生産の基礎條件を速かに整備して農業生産力を高め、もつて、農業經營の安定と農民生活の改善を圖り併せて國民經濟の發展に寄與することを目的として、次のような法律を制定されたことは、寒冷地帯の住民にとつてまことに喜ばしいことであると思う。

積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法

（目的）

第一條 この法律は、積雪寒冷がはなはだしく經濟的に遅れた積雪寒冷單作地帯における農業生産の基礎條件をすみやかに整備して農業生産力を高め、もつて、農業經營の安定と農民生活の改善とを圖りあわせて國民經濟の發展に寄與することを目的とする。

（積雪寒冷單作地帯及び積雪寒冷單作地區の指定）

第二條 農林大臣は、積雪寒冷單作地帯振興對策審議會の議決を経て、積雪寒冷がはなはだしく、その區域内における農地の利用率が低くて農業生産力が劣つている道府縣の區域を積雪寒冷單作地帯として指定する。

2 農林大臣は、前項の指定したときは、その旨を公示しなければならない。

3 第一項の指定を受けた道府縣の知事は、積雪寒冷がはなはだしく、その區域内における農地の利用率が低くて農業生産力が劣つている市町村の區域を、積雪寒冷單作地帯振興對策審議會の議決を経て農林大臣が定める基準に従つて、積雪寒冷單作地區として指定する。

4 道府縣知事は、前項の指定をしたときは、その旨を公示するとともに農林大臣に報告しなければならない。

（市町村長の定める農業振興計畫）

第三條 積雪寒冷單作地區を管轄する市町村長は、當該地區についての農業振興計畫を定めこれを當該道府縣知事に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定により農業振興計畫を定めるには、あらかじめ、公聽會を開いて關係人の意見を聞き、且つ議會の議決を経なければならない。

（道府縣知事の定める農業振興計畫）

第四條 道府縣知事は、前條第一項の農業振興計畫を参しやくして、積雪寒冷單作地區についての當該道府縣の農業振興計畫を定め、これを農林大臣に提出するとともにその要旨を公表しなければならない。

2 道府縣知事が前項の規定により農業振興計畫を定める場合には前條第二項の規定を準用する。

（農林大臣の定める農業振興計畫）

第五條 農林大臣は、前條第一項の農業振興計畫を参しやくし、積雪寒冷單作地帯振興對策審議會の議決を経て、積雪寒冷單作地帯についての國の農業振興計畫を定めなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により農業振興計畫を定めたときは、これを當該道府縣知事に通知するとともにその要旨を公表しなければならない。

3 政府は、毎年度、國の財政の許す範圍内において、第一項の農業振興計畫を實施するために必要な經費を豫算に計上しなければならない。

4 政府は、毎年度、第一項の農業振興計畫を實施するために必要な資金の融通又はそのあつ旋につき計畫を定め、その要旨を公表しなければならない。

（道府縣知事の定める農業振興計畫の變更等）

第六條 道府縣知事は、前條第二項の通知を受けたときは、第四條第一項の規定により定めた當該道府縣の農業振興計畫を、必要に應じ變更し又は變更しないで、當該市町村長に通知するとともに變更した場合には、その變更の要旨を公表しなければならない。

2 道府縣知事が前項の規定により農業振興計畫を變更する場合には、第三條第二項の規定を準用する市町村長の定める、
(農業振興計畫の變更)

第七條 市町村長は、前條第一項の通知を受けた場合に必要があると認めるときは、第三條第一項の規定により定めた當該市町村の農業振興計畫を變更することができる。
この場合には、その變更の要旨を公表しなければならない。

2 市町村長が前項の規定により農業振興計畫を變更する場合には、第三條第二項の規定を準用する。

(事情の變更による農業振興計畫の變更)

第八條 農林大臣、道府縣知事又は市町村長は、國、當該道府縣又は當該市町村の農業振興計畫を定める基礎となつた事情が著しく變更したときは、それぞれ、農業振興計畫を定める場合の例により、その定めた農業振興計畫を變更することができる。

(農業振興計畫の内容)

第九條 農業振興計畫は、左に掲げる事項を含むものとする。

一、農地の開發、改良、保全その他の生産條件の整備及び土地利用の高度化に関する事項。

二、農業技術の改良その他農業生産に関する事項。

三、農畜産物の加工、販賣その他處理に関する事項。

四、その他農業經營の合理化及び農民生活の改善に関する事項。

(委任事項)

第十條 第三條から前條までに定めるものを除く外、農業振興計畫の決定について必要な事項は、農林省令で定める。

(全部事務組合及び役場事務組合の特例)

第十一條 この法律中町村又は町村長に關する規定は、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては、組合又は組合の管理者に適用する。

(積雪寒冷單作地帯振興對策審議會の設置及び權限)

第十二條 この法律の規定により、その權限に屬せしめられた事項その他積雪寒冷單作地帯における農村振興に關する重要事項を調査審議するために、總理府に積雪寒冷單作地帯振興對策審議會（以下「審議會」という。）を置く。

2 審議會は、積雪寒冷單作地帯における農村

振興に關する重要事項につき、關係行政機關の長に對し意見を申し出ることができる。

(審議會の組織等)

第十三條 審議會は、左に掲げる者につき、内閣總理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一、衆議院議員の中から衆議院が指名した者

二、參議院議員の中から參議院が指名した者

三、地方自治廳次長

四、大藏事務次官

五、文部事務次官

六、厚生事務次官

七、農林事務次官

八、通商産業事務次官

九、運輸事務次官

十、電氣通信事務次官

十一、勞働事務次官

十二、建設事務次官

十三、經濟安定本部副長官

十四、道府縣知事

十五、道府縣議會議長

十六、市町村長

十七、學校教育法（昭和二十二年法律第二十

六號）又は舊大學令（大正七年勅令第三百

八十八號）による大學の教授

十八、農業者の團體を代表するもの三人以内

2 前項第一號、第二號及び第十四號から第十八號までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。但し、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議會に會長を置き、委員の互選により選任する。

4 會長は、會務を總理する。

5 審議會、はあらかじめ、委員の中から、會長に事故がある場合に會長の職務を代行する者を定めておかなければならない。

6 専門の事項を調査審議させるために、審議會に専門委員を置くことができる。

7 専門委員は、關係行政機關の職員及び學識經驗を有する者の中から、審議會の推薦に基いて、内閣總理大臣が任命する。

8 委員及び専門委員は非常勤とする。

9 前各項に定めるものを除く外、審議會の事務をつかさどる機關並びに審議會の議事及び運営に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、昭和三十一年三月三十一日限りその効力を失う。

3 總理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七號）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中國土總合開發審議會の項の次に次の一項を加える。

積雪寒冷單作地帯振興對策審議會

積雪寒冷單作地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六六號）の規定によりその權限に屬せしめられた事項を行うこと。

▲國會議員の退職金に關する法律案なる

かねて縣案考究中であつた國會議員の退職金に關する法律案が三月十日の衆議院運営委員會において可決せられ、參議院とも協議の上近く國會に提出される豫定であるので、参考のため次に掲載した。

國會議員の退職金に關する法律案

（退職金）

第一條 國會議員の退職金に關しては、この法律の定めるところによる。

（退職金の種類）

第二條 この法律において退職金とは、普通退職年金、公務傷病年金及び遺族扶助年金をいう。

（退職の定義）

第三條 この法律において退職とは、國會議員が左の各號の一に該當する場合をいう。

一、辭職が許され又は辭職したものとみなされたとき。

二、任期が満了したとき。

三、衆議院の解散により任期が終了したとき

四、法律により議員たることのできない職務に就任したとき。

五、除名されたとき。

六、法律に定めた被選の資格を失つたとき。

七、當選無効の判決があつたとき又はその者にかかる選舉につき選舉無効の判決があつたとき。

（退職金の給與期間）

第四條 退職金の給與は、これを受けるべき事由の生じた月の翌月から始め權利消滅の月をもつて終る。

（時効）

第五條 退職金を受ける權利は、これを受けるべき事由が生じた日から五年間請求しないときは、時効に因つて消滅する。

2 前項の時効期間は第八條第一項但書の規定により普通退職年金の支給を停止されている者については、その者が年令滿五十五歳に達した日から進行する。

（讓渡・擔保及び差押の禁止）

第六條 退職金を受ける權利は、讓渡し又は擔保に供することができない。

2 退職金を受ける權利は差し押えることができない。但し、國稅徵收法（明治三十一年法律第二十一號）又は國稅徵收の例による場合は、この限りでない。

（議員の歳費）

第七條 この法律の規定の適用においては、議長及び副議長の職にある者も、他の議員と同一の額の歳費を受けるものとみなす。

(普通退職年金及びその年額)

第八條 國會議員が在職期間八年以上で職退したときは、その者の死亡に至るまで普通退職年金を給する。但し、その者が年令満五十五歳に達するまではその支給を停止する。

2 普通退職年金の年額は、退職當時の議員の歳費の歳費年額の百分の二・五に相當する額に在職年數を乘じて得た金額とする。但し、その金額は、退職當時の歳費年額の百分の七十五に相當する金額をこえてはならない。

(公務傷病年金及びその年額)

第九條 國會議員が、公務に基く傷病に因り、不具廢疾となりそのため退職したときは、その者の年令にかかわらず、公務傷病年金を給する。

2 前項の公務傷病年金の年額は、在職期間八年未満の者にあつては退職當時の歳費年額の百分の二十に相當する金額とし、在職期間八年以上の者にあつては退職當時の歳費年額の百分の三に相當する額に在職年數を乘じて得た金額とする。

(遺族扶助年金及びその年額)

第十條 國會議員が、在職中死亡し、その死亡を退職とみなすときはこれに普通退職年金又は公務傷病年金を給すべきときは、その者の遺族に遺族扶助年金を給する。公務傷病年金の受給者又は第八條第一項但書の規定により普通退職年金の支給を停止されている者(以

下「若年停止者」という。)が死亡したときもまた同様とする。

2 前項の遺族扶助年金の年額は、左の各號に掲げる金額の百分の五十に相當する金額とする。

一、國會議員の在職中の死亡の場合にあつては、その死亡を退職とみなすときはこれに給すべき普通退職年金又は公務傷病年金の年額。

二、公務傷病年金の受給者の死亡の場合にあつては、その死亡當時の當該年金の年額。

三、若年停止者の死亡の場合にあつては、これに給すべき普通退職年金の年額。

(遺族の範圍及び順位)

第十一條 前條の遺族とは、左の各號に掲げる者をいう。

一 配偶者。

二 子、父母及び祖父母で國會議員、公務傷病年金受給者又は若年停止者の死亡當時その収入によつて生計を維持し又はこれらのものと生計を共にしていたもの。

2 前項に掲げる者の遺族扶助年金を受ける順位は、同項各號の順位により同項第二號に掲げる者のうちにあつては、同號に掲げる順位により、父母については、養父母を先にし、實父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、實父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、實父母を後にする。

3 國會議員、公務傷病年金受給者又は若年停止者(以下「扶養者」という。)の死亡當時胎兒であつた子が出生したときは、前二項の規定の適用については、これらのものの死亡當時その収入によつて生計を維持し又はこれらのものと生計を共にしていたものとみなす。

4 同順位の遺族が二人以上あるときは、そのうち一人を總代として遺族扶助年金を請求し又は遺族扶助年金の支給を請求しなければならない。

(在職年の計算)

第十二條 國會議員の在職期間は、その就職の月から起算し、退職又は死亡の月をもつて終る。

2 退職した後再就職したときは、前後の在職年月數は、合算する。

3 退職した月において再就職したときは、再在職期間は再就職の月の翌月から起算する。

4 在職年の計算については、年に満たない月は一月を十二分の一年として計算する。

(除算)

第十三條 左に掲げる年月數は、在職期間から除算する。

一、第五條又は第十八條の規定により退職金を受ける權利が消滅した場合において、その權利の基礎となつた在職期間。

二、第十四條の規定により國會議員が退職金

を受ける資格を失つた在職期間。

三、國會議員が退職後國會議員在職中職務（國會議法（昭和二十二年法律第七十九號）第三十九條の規定による兼職の職務を含む。以下同じ。）に關する犯罪につき禁以上の刑に處せられたときは、その犯罪の時を含む引き續いた在職年月數。

（資格の喪失）

第十四條 國會議員が左の各號の一に該當するときは、その引き續いた在職につき、普通退職年金及び公務傷病年金を受ける資格を失う。

一、除名されたとき。

二、在職中禁以上の刑に處せられたとき。

（年金の停止）

第十五條 普通退職年金及び公務傷病年金は、これを受ける者が左の各號の一に該當するときは、その間停止する。

一、國會議員として再就職するときは、再就職の月の翌月から退職の月まで。但し、實在職期間一月未満であるときはこの限りでない。

二、國會議員在職中の職務に關する犯罪以外の犯罪に因り三年以下の懲役又は禁この刑に處せられたときは、その月の翌月からその執行を終り又は執行を受けることがなくなるに至つた月まで。但し、刑の執行猶豫の言渡を受けたときは、當該年金は停止

しない。その言渡を取り消されたときは取消の月から刑の執行を終り又は執行を受けることがなくなるに至つた月まで。停止する。

2 前項第二號の規定は遺族扶助年金を受ける者が三年以下の懲役又は禁この刑に處せられたときの當該年金の停止について、準用する。

（年金の改定）

第十六條 普通退職年金受給者、公務傷病年金受給者及び若年停止者が國會議員として再就職し失格原因がなくて退職し左の各號の一に該當するときはその年金を改定する。

一、再就職後在職一年以上で退職したとき。

二、再就職後公務に基く傷病に因り、不具廢疾となりそのため退職したとき。

（改定の場合の年額の計算）

第十七條 前條の規定により普通退職年金又は公務傷病年金を改定する場合には前後の在職期間を合算してその年額を定める。

（退職金を受ける権利の消滅）

第十八條 退職金を受ける権利を有する者が左の各號の一に該當するときはその権利は消滅する。

一、死亡したとき。

二、死刑又は無期若しくは三年をこえる懲役若しくは禁この刑に處せられたとき。

2 普通退職年金又は公務傷病年金を受ける權

利を有する者が國會議員在職中の職務に關する犯罪に因り三年以下の懲役又は禁この刑に處せられたときは、その権利は消滅する。但し、その在職が當該年金を受けた後になされたものであるときは、その再在職に因つて生じた権利のみ消滅する。

3 遺族が左の各號の一に該當するときは遺族扶助年金を受ける権利を失う。

一、配偶者が婚姻したとき、又は遺族以外の者の養子となつたとき。

二、子が婚姻したとき若しくは遺族以外の者の養子となつたとき又は子が扶養者の養子である場合において離縁したとき。

三、父母又は祖父母が婚姻したとき。

（覺書該當者）

第十九條 昭和二十二年勅令第一號第三條にいう覺書該當者として指定を受けた者はその指定を受けたときからこの法律の規定による退職金を受ける資格又は権利を失う。

2 前項の覺該當者について指定の解除があつたときは、前項の規定はその適用がなかつたものとみなす。

（退職金の裁定）

第二十條 退職金を受ける権利は、兩院の事務總長が協議して、裁定する。

（公務傷病の認定）

第二十二條 公務傷病年金を給すべきかどうかに關する認定兩議院の議院運営委員會の合同、

審査會の決するところによる。

(施行に關する規定)

第二十二條 この法律の施行に關し必要な規程は、兩議院の議院運営委員の合同審査會に諮り、兩議院の議長が定める。

附 則

1 この法律は、この法律の公布の後始めて行われる衆議院議員の總選舉によつて選舉された議員の任期の始まる日から、施行する。

2 この法律の規定による國會議員の在職期間の計算においては、その者のこの法律施行前における國會議員としての在職期間及び帝國議會における衆議院議員としての在職期間は、この法律の規定による國會議員としての在職期間とみなして、これを通算する。

▲警察法改正案要綱閣議諒解なる

國警強化か、自治警尊重か、警察法改正をめぐる問題は、政府、政黨はもとより關係團體の直劍な研究の對象となりその動向及び結論がひとしく注目されていた折、警察法改正案要綱が本年三月三十日の閣議で諒解済となり、この要綱にもとづく改正法案が國會あけの五月に提出される見込に至つていたので参考のため、次にこの要綱を掲載することとした。

警察法改正草案要綱

一、國家地方警察に關する事項

(1) 警察官の定員を二萬人増加する。

(2) 都道府縣知事は、治安維持上重大な事案

につきやむをえない事由があると認めるときは、國家地方警察にその都道府縣内の市町村の區域におけるその事案を處理させることを、當該都道府縣公安委員會に要求することができる。この場合においては、國家地方警察は、その管轄區域外において職權を行うことができ、當該市町村警察は、國家地方警察から通知を受けたときは、當該都道府縣公安委員會の運営管理に服する。

都道府縣公安委員會は、都道府縣知事に對してこの要求をすることを勧告することができる。

都道府縣知事は、この要求をしたときは當該事業の處理が終了した後すみやかにその旨を都道府縣の議會に報告するものとする。

(3) 都道府縣公安委員會は、住所を移したために被選舉權を失つても、その住所が同一都道府縣内にあるときは、その職を失わな

いものとする。

(4) 北海道には、下部行政區畫により十四以内の道公安委員會を置く。

自治體警察に關する事項

(1) 警察職員(2) 人口五千以上の市街的町村は、住民投票によつて警察を維持しないことができ又警察を維持しないこととした後、再び警察を維持することができる。但し二年間は變更できないこととする。

町村がこの住民投票を行つたときは、その結果を内閣總理大臣に報告するものとし毎年 月 日までに報告のあつた町村については、翌年四月一日に警察維持の責任の轉移が行われるものとする。但し、昭和二十六年 月 日までに報告のあつた町村については、この責任の移轉が同年 月 日に行われ、このために必要な豫算については、地方財政平衡交付金の一部が移用されるものとする。

(3) 警察を維持しないこととなつた町村については、その警察吏員の内、必要な數は、國家地方警察の警察官の本來の定員に附加し、この附加定員を超える數は、一年間を限り國家地方警察の定員外とする。又その専ら警察の用に供されていた財産等は、國に無償で讓渡し、又は使用させるものとする。その町村が再び警察を維持することとなつた場合には、さきにその町村の警察吏員の定員から國家地方警察の警察官の定員に附加された數だけ、國家地方警察の定員から減員し又その地域の警察の用に専ら供されていた財産等は、當該町村に無償で讓

渡し、又は使用させるものとする。

三、國家地方警察及び自治體警察に關する事項

- (1) 都道府縣及び市町村の公安委員の資格要件を緩和し、過去十年間において、職業的公務員の前歴のない者（警察職員、檢察及び舊職業陸海軍軍人を除く）には、その資格を認める。
- (2) それぞれの管轄區域で行われた犯罪、又はその管轄區域内に始まり、若しくはその管轄區域内に及んだ犯罪の外、これらに關連する犯罪についても、この場合には、原則として事前にこれを關係ある警察に通知し、且つ、その職權の行使について當該警察は緊密な連絡を保持しなければならぬものとする。

- (3) 國家地方警察と自治體警察並びに自治體警察相互の間において、犯罪に關する情報交換するものとする。
- (4) 自治體警察職員も、他の公安委員會から援助の要求があつたときは、その要求をした公安委員會の管轄區域内で、その運営管理のもとに職權を行うことができるものと

する。但し、自治體警察が他の自治體警察に援助を要求する場合には、豫め國家地方警察に連絡しなければならない。

勸告（昭和二五、一〇、一四）

一、國庫補助金
國庫補助金制度の改正に關する本會議の方針は、國庫補助金が、從來ややもすると國が地方公共團體に對して不當な統制干渉を行う原因となつたことを堅く戒め

四、その他

- (1) 國家地方警察の警察官の階級を明定し、また都道府縣國家地方警察本部の長を都道府縣國家地方警察隊長に改める
- (2) 警察を維持しなくなつた町村警察職員で引續き國家地方警察の職員となつた者及び國家地方警察の警察職員で引續き市町村警察の職員となつた者について、恩給を通算する。

閣議決定（昭二六、二、二〇）

一、國庫補助金制度の改正
(一) 國庫補助金については地方行政調査委員會議の勸告の趣旨を尊重してこれを整理する。
(註) 政府は國庫補助金については地方財政平衡交

▲「國庫補助金制度等の改正に關する勸告」とこれに對する閣議決定事項についての比較及び意見

昨年十月、地方行政調査委員會議が當面の採るべき財政措置として行つた「國庫補助金制度等の改正に關する勸告」に對し、本年二月二十日閣議決定をもつてその改正方針の決定を見たので、全國議長會事務局では地行委事務局について、勸告と閣議決定事項の比較及びそれらについての意見を求めたところ、談話的にその意見要旨を聞くことができたということで、次のような資料の送付があつたから、當面措置としての勸告とこれに對する行政措置の比較研究は、地方財政制度の再檢討が要請されているとき、至極有意義な資料と思うので、次にその比較及び意見を掲載することとした。

「國庫補助金制度等の改正に關する勸告」とこれに對する閣議決定事項についての比較及び意見。

同上に對する地行委事務局談話

一、國庫補助金制度
(一) 勸告との相違點
(一) 閣議決定は一貫した方針に基いて補助金を整理したものではなくて、少額で各省にとつて大して

これをその本来の機能、すなわち、地方公共團體が國家全體として望ましい方向に財政力を振り向けるための刺戟として作用する機能に引き戻すことを目標としつつ、しかもわが國補助金制度の沿革と現在の實情に即して整理を行うことにある。

この方針に基いて、本會議は、國庫補助金（公共事業補助金を除く）について、昭和二十六年年度において次の措置を採ることを勧告する。

(一) 全額補助及び一部補助金の兩者を通じて、補助職員設置のための國庫補助金は、これを廢止すべきである。

補助職員設置のための國庫補助金とは、地方公共團體の定員に含まれる常勤職員の給與額を補助金として交付するものをいう。

(二) 右以外の全額補助金は、次に掲げる四種類を除いて、その他は廢止すべきである。

イ、地方税に代るものとして、あるいは賃借料、収益分配に相當するものとして地方公共團體に交付される國庫補助金

ロ、豫算外契約等によつて長期にわたり地方公共團體に對して債務を負い、これを支拂うために交付される國庫補助金。

ハ、私人に對するとはほ同じ立場で同様な事項を地方公共團體に委託し、これに對する實費の支拂として交付される國庫補助金。

ニ、國の統計、國會職員の選舉の如く、地方公共團體の機關に委任することが適當な事務に對して交付される國庫補助金。

これらの事務について、補助職員設置のための國庫補助金が現存する場合には

(一)にかかわらず存置することとして差支えない

付金制度採用の當初から整理の方針を堅持し、昭和二十五年年度においては約三百四億八千萬圓を地方財政平衡交付金に繰入れをした。

(二) 昭和二十六年年度においてはとりあえず次の措置を講ずる。

(イ) 別表に掲げる國庫補助金はこれを廢止して地方財政平衡交付金に繰入れる。

(ロ) (イ)以外の國庫補助金については、昭和二十五年十二月の地方行政調査委員會議からの「市町村、都道府縣および國相互間の事務の配分の調整に關する勧告」に對する政府の方針の確定にともない廢止可能なものは逐次これを廢止して地方財政平衡交付金に繰入れるものとする。

重要でない補助金を整理したというにとどまる。勧告通り補助金を整理するとすれば、整理される補助金は九十種、二百三十五億圓に達する見込であるが、今回の閣議決定においては二十八種、二億二千八百五十萬圓が平衡交付金に繰入れられるに過ぎず、しかも重要な補助金はすべて存置されている。

(二) なお閣議決定は行政事務の再配分に關する勧告に對する政府の方針の確定にともない。廢止可能な補助金は逐次これを廢止して地方財政平衡交付金に繰入れることとしており、昭和二十六年度一般會計豫算の豫算總則において同様趣旨の規定を設けている。

註 第十一條地方行政調査委員會設置法第三條に基く、地方行政調査委員會議の趣旨に従つて、内閣は、

(1) 第十條の規定にかかわらず、地方財政平衡交付金の一部を地方公共團體に對するその他の補助負擔金及び交付金の部、款、項に移用し、又は地方公共團體に對する補助負擔金及び交付金に關する款、項を設置してこれを移用し、あるいは

(2) 第十條の規定にかかわらず、地方公共團體に對する地方財政平衡交付金以外の補助負擔金及び交付金の一部を地方財政平衡交付金の部、款、項に移用することができる。

二、現狀との相違點實際上は現狀と大差ないといえよう。

三、意見

(一) 閣議決定程度の補助金整理では勧告を尊重したとはいいいがたい。

北海道議會時報第3卷第5号(昭和26年第2回定例道議會)

(三) 補助職員設置のための國庫補助金を除く一部補助金は、概ね半数以下の地方公共團體に限って交付されるものか、あるいは臨時費の性質をもつものか、のいずれかの場合を除いて、その他は廢止すべきである。

(四) 以上によつて廢止すべきものとされた國庫補助金は、すべて地方財政平衡交付金に組み入れるべきである。

(五) 最終受給者が地方公共團體以外のものであつて、必ずしも地方公共團體を経由しなくても直接國庫から最終受給者に交付することが可能な國庫補助金は、できるだけ直接交付にあらため、また、經費の性質上直接國費のまま支出できるものは國庫補助金から除くことが望ましい。

(二) 補助職員に對する補助金を廢止することおよび一部補助金で獎勵的な性質のものでないものを廢止することは、勸告の二大眼目であるが、この點が採り上げられていないことは遺憾である。

別表

事 項	別	補助率	昭和二十六年 度 額 千圓
文部省所管			
學校給食指導費補助		二分の一	四、六九二
厚生省所管			
寄生虫健康診断費補助		二分の一	二、七四〇
検便費補助		三分の一	二八、六五七
市町村事業費補助		二分の一	七三七
地方身體障害者福祉審議會費補助			一、二〇八
都道府縣兒童福祉審議會費補助			六五八
豫防接種費負擔金 都道府縣分			三八六
病院給食指導職員設置費補助			二、〇七〇
醫療監視員設置費補助			一、七六五
地方藥事監視員費補助			八二八
國民健康保險委員會費			

國民健康保險診療報酬調整協議會費	二分の一	二、四五〇
厚生省所管 計		四一、四四九
農林省所管		
物價調整事務取扱費補助	二分の一	七四、九六八
食糧増產指導施設費補助		七、八二三
病虫害驅除豫防專任職員費補助		一、四六三
特殊農作物生產確保職員費補助		一、四六三
農產物輸出生産促進地方職員設置費補助		二、〇三五
開拓關係地方職員設置費補助		一七、一七二
食糧品工業經營調查指導員設置費補助		一、四六三
農村工業指導施設費補助		一、三〇四
地方公共團體水產増殖費補助		二、七九八
養蠶對策指導旅費補助		五八八
家畜生産率向上指導施設費補助		一、四六三
農業改良普及職員設置費補助		一二、六八〇

農村副業指導施設費補助
家畜養育指導施設費補助
造林指導職員設置費補助
農林省所管 計

勸告 (昭和二五、一〇、一四)

二、災害復舊費

災害復舊費國庫負擔制度の改正に關する本會議の方針は、災害復舊事業は、被災施設の管理者がそれぞれの責任と負擔において行うべきであるが、弾力性の乏しい地方財政をもつては、これに要する經費の全額を負擔することは困難であることを認め、地方公共團體はそれぞれその財政力の堪え得る限度、すなわちそれによつて地方公共團體がその標準的な行政事務の遂行を著しく妨げられない程度において災害復舊費の一部を負擔し、これを超える部分については國庫負擔とすることにある。この方針に基いて、本會議は、昭和二十六年度において次の措置を採ることを勧告する。

(一) 災害復舊事業には、土木、農林、水産、公用建物等地方公共團體の管理に屬するすべての施設の復舊事業（必要やむをえない最少限度の機能復舊事業を含む）を含ませるべきである。

(二) 災害復舊事業は、災害發生の年を含めて三カ年度内に工事を完成することとし、工事施行の割合は、原則として各年度それぞれ三〇・五〇・二〇パーセントずつとし、復舊費の支出もこの割合に従うべきである。

(三) 破壊箇所一カ所當りの災害復舊費の額が、都道府縣五大市にあつては十五萬圓、市町村（五大市を除く）

二分の一 一、四六三

四分の一 一五九

二分の一 四、三五七

二分の一 一三、一九九

閣議決定 (昭和二六、二、二〇)

二、災害復舊費の國庫負擔制度の改正

災害復舊費の國庫負擔制度については、地方行政調査委員會の勧告の趣旨と現在の國家財政事情とを勘案し次のとおり改める。

(一) 本制度の對象とする災害復舊事業は、

(イ) 災害を受けた施設を原形に復舊する場合及び

(ロ) 災害を受けた施設を原形に復舊することが著しく困難又は不適當な場合にこれに代るべき最少限度の施設をする場合であつて

(二) 一箇所の工事の費用が十五萬圓以上のものとする。

(一) 災害復舊事業の對象となる施設の範圍は概ね現状どおりとする。

(二) 災害復舊費の國庫負擔のために豫算に計上する金額の算出方法および特別會計の新設に關する地方行政調査委員會の勧告は、國家財政の現状からして時期尚早と認められ實施し難い。

(三) 災害復舊費の豫算の配分は工事施行の緊急度を勘案し、當該工事の優先順位に應じて行うことができるものとする。

(四) 河川、海岸堤防、砂防施設（山林砂防を含む）道路港灣および漁港の施設のうち地方公共團體又はその機關等が維持管理の責に任ずる公共土木施設にかかる災害復舊事業に對する國庫負擔率は、當該地方

地方勞働行政事務費負擔金

職業補導地方職員費補助

勞働省所管 計

合 計

二分の一 四九、〇五四

二分の一 二、〇五五

二分の一 五一、一〇九

二分の一 二二八、四九九

同上に對する施行委事務局談話

二、災害復舊費國庫負擔制度

一、勸告との相違點

(一) 災害復舊事業の範圍は、勸告では「土木、農林水産、公用建物等地方公共團體の管理に屬するすべての施設」となつてゐるが、閣議決定では土木、農林、水産に限られ、公用建物等は除外されてゐる。

(二) 地方公共團體の負擔限度は、勸告では都道府縣十五萬圓、市町村十萬圓となつてゐるが、閣議決定では市町村も、都道府縣同様十五萬圓に引き上げられてゐる。

(三) 災害復舊費に對する國庫負擔率は、勸告では前年度における地方稅收入見込額を地方財政平衡交付金との合算額の五%を超える部分についてその全額を負擔することとしたが、閣議決定は公共土木施設にかかる災害復舊事業としからざるもの（農林、水産等）に分ち、前者については災害發生額と標準稅收入見込額との比率によつて段階を設けて三分の二から全額とし、後者については現行通り定率補助を原則とすることとした。

(四) 過去三カ年間の災害復舊費の平均額を豫算に計上するという勸告の提案は採用されてゐない。

(五) 災害復舊工事の施行期間および年度別施行歩合

く。にあつては、十萬圓に充たないものは、災害復舊事業と見なさないこととし、地方公共團體は、これを除いた災害復舊費の額が、當該地方公共團體の標準税率をもつて算定した普通税、(法定額普通税を除く。)の前年度における収入見込額と前年度の地方財政平衡交付金の合算額の五パーセントを超えない場合はその全額を、五パーセントを超える場合は當該地方公共團體の財政状態に應じ、五乃至一〇パーセントに相當する額を負担すべきである。

四 地方負擔の限度を超える部分については、國が負擔すべきである。このため、國は毎年度の豫算に、災害復舊費の過去五カ年度における國庫負擔額の平均額(明年度においては、過去三カ年度に發生した災害につき、この勧告の方式に従つて國の負擔に屬する災害復舊費の額の平均額)を計上すべきである。なお、新たに特別會計を設けて、右の豫算額を繰り込め地方公共團體に對する國庫負擔分の交付は、特別會計からこれを行うこととし、交付額が多額に上つて一般會計からの繰入金をもつて不足する場合には不足額を借り入れ、剩餘を生ずる場合には先ず借入金の繰上償還にあて、なお餘餘があれば積立金として翌年度に繰り越すことが適當である。

四 過去の災害復舊事業に對して交付すべき國の補助金で未交付のものについては、再検討の上右の方式に準じて、早急に交付する方途を講ずべきである。
六 はなはだしく維持管理の義務を怠つたことに基因して生じたものと認められる災害については、國は、國庫負擔額の全部または一部を減額することが出来るものとすべきである。

公共團體の財政力とその區域内の發生災害に規模との關聯において、次のとおり調整を加へつつ、これを決定するものとする。

(イ) 災害の復舊事業費所要額は各主務官廳において査定確定する。この場合年度の區分は歷年による。
(ロ) 當年發生の災害についてのイによる査定確定は翌年三月末日までに終了し、その額の當該年度の標準税収入見込額に對する比率が、二分の一以下に相當する額の三分の二・二分の一を超え二倍に達するまでの額、四分の三二倍を超える額の全額を國庫において負擔するものとして地方公共團體毎の國庫負擔率を定める。
ただしこの負擔率は原形復舊に代るべき最少限度の施設をする場合において、その事業費の原形復舊事業費相當額を超過する部分については適用しない。
この部分に對する國庫負擔率は一般改良工事の例による。

ハ 回の場合において國庫負擔率が確定するまでは、とりあえず三分の二の負擔率により概算交付し、負擔率が確定したときに當該年度内にその差額を精算交付する。
ニ 昭和二十五年以前において發生した災害の殘事業については、回の制度に準じて各年災別にその國庫負擔率を定める。

ロ 公共土木施設以外の施設にかかわる災害復舊費の國庫負擔については、概ね従前の制度によるが、定率補助を原則とする。

ハ 災害復舊費の國庫負擔額は、市町村等の分も含めて都道府縣に交付し、市町村等に對して都道府縣がこれを交付するものとする。

ロ 以上の超旨により「都道府縣災害土木費國庫負擔

は、勧告は災害發生の年を含めて三年とし、三〇%、五〇%、二〇%の割合としたが、閣議決定では何ら規定していない。

二、現状との相違點農林水産業施設災害復舊に關しては現行制度と大差ないが、公共土木施設災害復舊に關しては相當程度改善されることとなる。すなわち昭和二十六年において現行の「昭和二十五年における災害復舊事業費國庫負擔の特例に關する法律」が失効し、「都道府縣災害土木費國庫負擔に關する法律の規定」によつて國は土木災害復舊の三分の二を負擔することとなつていたが、今回の閣議決定によつて災害の規模に應じて國庫負擔率が累進的に定められた。

地方財政委員會の試算によれば、國は災害土木復舊事業費の約四分の三を負擔することとなる。換言すれば勧告が行われたことにより地方負擔は約一割輕減されたわけである。

三、意見

勧告の眼目は二つある。その一は從來の機械的な國と地方の負擔區分を地方團體の財政力と結びつけて合理化したことであり、その二は災害復舊事業施行年限を三年とし、これを實質的に保證するため毎年度豫算に過去三年間の災害復舊費の平均額を計上すべきことを勧告したことである。

この第二の點が全然實現されなかつたことは、災害復舊事業に對する考え方が根本的に異つてゐるためであつて、多少國の負擔率を引き上げたとしても事業施行年限の保證がない限り、災害復舊補助金は國の財政事情によつて左右されることとなり、従前と大差ないこととなる。

三、地方債

地方債制度の改正に關する本會議の方針は、現行の起債の許可および融資の手續が必要以上に煩雜であつて、地方公共團體の自主性をはなはだしく損うものであることに鑑み、起債に對する制限を最少限度にとどめることを目標としつつ、現在の情勢において可能な限り許可制度および融資手續を簡略にすることに於てこの方針に基いて、本會議は、昭和二十六年度において次の措置を採ることを勧告する。

(一) 地方債の事業別の審査および許可の制度はこれを廢止し、都道府縣(五大市を含む。以下同じ)については地方財政委員會が、市町村(五大市を除く。以下同じ)については都道府縣知事が、それぞれ地方公共團體ごとの發行額について許可を與えるにとどめるべきである。

(二) 都道府縣に對する許可額は、地方財政委員會が、次の方法により、大藏大臣と協議して、決定すべきである。その際、地方公共團體から事業計畫を徴しまたは事業の内容を審査してはならない。

イ、地方債發行總額を、公共事業分、災害復舊事業および「一般事業分」に區分する。

ロ、公共事業分は、公共事業費の負擔額に應じ、財政状態を考慮して、地方公共團體にあん分する。ニ、一般事業分は、過去三ヶ年度の一般事業のための地方債發行額の平均額を基準とし、財政状態を

に關する法律」および「昭和二十五年における災害復舊事業費國庫負擔の特例に關する法律」に代るべき法律を制定し、ならひに「農村水産業施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律」に所要の改正を加えるものとする。

三、地方債制度の改正

地方行政調査委員會の勧告の趣旨を尊重して明年度以降における地方債の許可制度および融資手續を簡略にするため、次の措置をとる。

(一) 地方債を許可するに當つては、地方財政委員會と大藏省との協議によつて別に定める起債許可方針により行ふものとする。

(二) 當該年度の地方債發行總額を定め、これを一般公共事業分(失業對策事業分を含む。以下同じ)災害復舊事業分(公共及び單獨分を含む。以下同じ)および單獨事業分に區分する。

(三) 一般公共事業と災害復舊事業分については、事業別の審査は行わないが、單獨事業分に限つては、その性質上事業別の審査を行ふものとする。

(四) 都道府縣(五大市を含む)の起債の許可は、地方財政委員會が次の方法により、大藏大臣と協議して決定する。

イ、一般公共事業分については、一般公共事業費の負擔額と財政状態等を考慮して、都道府縣毎の起債許可豫定額を決定する。

都道府縣は、その起債許可豫定額の範圍内で、適宜、事業別の起債額を定め地方財政委員會の許可を受ける。

ロ、災害復舊事業分については、災害復舊事業費の負擔額を考慮して、都道府縣毎の起債許可豫定額

三、地方債制度

一、勧告との相違點

(一) 勧告は地方債の事業別の審査および許可の制度を廢止して發行額について許可を與えるにとどめるべきこととしたが、閣議決定は従前通り事業別の許可の制度を存置し、ただ審査の手續を多少簡略にするにとどめた。すなわち、公共事業および災害復舊事業については、事業別審査の手續は不用となつたが、單獨事業の起債については現行通り事業別に審査が行われることとなつた。

(二) 勧告は公募公債および交付交債は、一般の許可額の範圍外とし、地方公共團體が任意に發行できるものとしたが、閣議決定では枠外としないこととなつてゐる。

二、現状との相違點

市町村の起債は都道府縣知事の許可のみでよいこととなつたこと並びに都道府縣の公共事業分および災害復舊事業分の起債は起債豫定額を割り當てられその範圍内で事業を選択することとなつたことは現行手續を著しく簡略化する。

市町村は現在のように事業ごとに地財委および大藏省の審査を受ける必要はなくなるわけであり、都道府縣は單獨事業についてののみ事業別の審査を受ければよいこととなつた。

三、意見

考慮して、地方公共團體にあん分する。

(三) 市町村については、地方財政委員會が、(二)に準じ都道府縣ごとに一括して割り當て、個々の市町村に對する許可額は、都道府縣知事が市町村の財政狀態と事業の緊急度とを勘案して決定すべきである。

(四) 地方公共團體は、許可額を公共事業分、災害復舊事業分および一般事業分の區分に従い、それぞれの區分に屬するいかなる事業に使用することも任意とすべきである。現行の起債目的による制限は、廢止することが適當である。

(五) 大藏省預金部は、許可額の範圍内において發行される地方債に對して、融資を行ふに當つては、公的金融機關としての立場に立ち、行政監督的な事業内容の審査に立ち入るべきではない。

(六) 公募公債および交付公債は、右の許可額の範圍外とし、地方公共團體が任意に發行できるものとすべきである。

を決定する。

都道府縣は、その起債許可豫定額の範圍内で、適宜、事業別の起債額を定め地方財政委員會の許可を受ける。

ハ、單獨事業分は、當該事業の緊急度および財政狀態並びに過去の起債実績等を勘案して、事業別に許可額を決定する。大藏省預金部は、地方財政委員會の大藏大臣に對する起債許可の協議に當り、豫め融資の承諾をしたものについては、起債許可あり次第速かに融資を實行するものとする。

(五) 市町村(五大市を除く)の起債の許可は、次の方法による。

1 地方財政委員會は、大藏大臣と協議して、都道府縣毎に

イ 一般公共事業分

ロ 災害復舊事業分

ハ 單獨事業分

の各事業區分につきそれぞれ、四のイ、ロ、ハ、の方法に準じて、起債許可豫定額を決定する。

2 個々の市町村に對する許可は、右の各事業區分の起債許可豫定額の範圍内において、且つ起債許可方針に基づき、都道府縣知事が四のイ、ロ、ハ、の方法に準じて決定する。

3 一市町村に、二以上の一般公共事業又は二以上の災害復舊事業がある場合において當該市町村が都道府縣知事より割當てられた事業區毎の起債許可豫定額の範圍内において、適宜事業別の起債額を定め、許可を受け得ることは、都道府縣の起債の場合と同様とする。

4 大藏省預金部(地方財務局)は、都道府縣知事が起債許可をするに當り、豫め融資の承諾をした

閣議決定の線を一步進めて勸告通り事業別の審査及び許可をなくすることが望ましい。

(六) 公募公債及び交付公債を許可額の枠外とするこ
とは、當分の間困難である。

一、普通會計（歲入部）

[illegible]

勞働會館收入	12,000				
性病診療施設收入	10,250				
精神病收入	29,000				
納付金	100,000				
雑入	15,060				
道債	25,000	116,400			141,400
道債	25,000	116,400			141,400
純道負擔計	4,800	13,000	5,250	5,070	15,320
地方財政平衡交付金	4,800			4,800	4,800
地方財政平衡交付金	4,800			4,800	4,800
國庫支出金	17,530	71,060		1,560	1,330
國庫負擔金	22,040				
國庫補助金	67,330	71,060		1,380	
委託費	17,350			17,350	
純國庫負擔計	5,250	11,060		6,060	5,250
歳入計	101,260	66,560	5,250	11,400	100,000

款項別	既決豫算額	追加 議案 一三	追加 議案 一四	計	割合
議會費	7,720			7,720	0.07
道議會費	7,720			7,720	
道廳費	1,400			1,400	0.01
道職員費	1,330			1,330	
諸職員費	1,570			1,570	
福利厚生費	1,500			1,500	
警察消防費	1,500			1,500	0.01
公安委員會費	3,310			3,310	
治安維持連絡協議會費	4,500			4,500	
消防學校費	4,600			4,600	
消防振興費	2,610			2,610	
土木費	3,310	3,000		5,310	0.05
道路橋梁費	3,310	2,000		5,310	
河川費	1,000	1,000		2,000	
港灣費	6,100	3,000		9,100	
都市計畫費	5,000			5,000	
東札幌土地區畫整理事業費	1,050			1,050	
戰災復興費	6,800			6,800	

(歳出の部)

第四表 昭和二十五年度焼失學校調 (自五、四、一 至六、三、三)

校	小	計
一	二七	四七五、六四
二	三三	四七三、一五、三三
三	三三	六、一、九四三、九五、〇〇
四	三三	四
五	三三	五

一校として計算した。

月	日	場	所	學	校	名	坪	燒	損	害	額	原	因
一、三	室	蘭	市	室	蘭	工業大學(官立)	二、五	一〇、〇六、四三	調査中				
一、三	札	幌	〃	芙蓉	洋裁學院(私立)			一〇〇	漏電				
二、一	函	館	〃	八幡	小學校(市立)			四〇	三七〇、〇〇〇	放火			
二、二	札	幌	〃	光星	高等學校(私立)			一	五〇〇	放火			
三、三	中	幸	郡	正勝	小學校(町立)			五	六〇、〇〇〇	煙突破損			
三、五	札	幌	市	藻岩	中學校(市立)			三〇	一一、一五〇	子供の火遊び			
三、三	釧	路	市	旭國民	小學校(市立)			一	一、〇〇〇	煙突破損			
四、三	函	館	〃	巴小	學校(市立)			五	一〇、〇〇〇	飛火			
四、五	札	幌	市	野幌機	農高の寮(私立)			一〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〃			
四、一〇	河	東	町	西中	菅更小學校(村立)			一〇	一四〇、〇〇〇	ストーブ			
五、七	留	萌	市	東光	小學校(市立)			一	二、〇〇〇	火鉢			
六、二	釧	路	市	櫻ヶ丘	小學校(市立)			一	一、〇〇〇	〃			
七、三	太	田	市	太田	中學校			一七	二、六〇、〇〇〇	漏電			
七、三	札	幌	市	北海	道大學(官立)			一	九〇	アルコール引火			
七、三〇	〃	〃	〃	〃	の寮			一	一〇〇	煙突飛火			
八、四	札	幌	市	西部	中學校大曲分教場(村立)			三	一〇〇、〇〇〇	子供の火遊び			
一〇、七	札	幌	市	北海	道大學(官立)			一	三〇〇	ガス取扱不始末			
一〇、一〇	河	東	町	通明	中學校(村立)			三〇	二、七〇、〇〇〇	ストーブ			
一〇、三	札	幌	市	光星	學園(私立)			一〇	一五〇	漏電			
六、三	〃	〃	〃	六日	の火災と同じ學校								

三、五	札	幌	市	東高等	學校(市立)	一	一、〇〇〇	不明
三、六	〃	〃	〃	〃	〃	二	一、〇〇〇	坪放火と推定
三、七	夕	張	郡	角田中	學校(町立)	一	二、〇〇〇	煙突加熱
三、三	函	館	市	東川小	學校(市立)	一	三〇〇	取灰
三、三	〃	〃	〃	中島	〃(〃)	一	五〇〇	煙突加熱
三、八	旭	川	市	北鎮小	學校	八五	五、八五、〇〇〇	放火の疑
八、二	忠	類	村	忠類小	學校	三五	六、〇〇〇、〇〇〇	ストーブ
計	(四)	三六件				四、三、四、三、三、七、三		

▲第十回國會成立法律件名(成立順—昭和二六、四、六現在)

(議政) 政府提出
議員提出

提出	成立	件	名	公	布
政	昭三、二、二六	一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律	昭三、二、二六	月	日
〃	〃	特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律	〃	〃	〃
〃	〃	健康保險法の一部を改正する法律	〃	〃	〃
〃	〃	外國爲替特別會計の資本の増加に充てたるための一般會計からする繰入金に關する法律	〃	〃	〃
〃	議	國會議員の歳費、旅費及び手當等に關する法律の一部を改正する法律	〃	〃	〃
政	昭三、一、三	地方公共團體の議員及び長の選舉期日等の臨時特例に關する法律	昭三、二、一	〃	〃
〃	〃	裝飾師法の一部を改正する法律	昭三、一、一	〃	〃

政	議	議	議	議	議	議	議	議	政	議	議	議	議	政
三、二九	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇	三、二〇
四、一	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
二九	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
農業協同組合法の一部を改正する法律	少年院法の一部を改正する法律	舊令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部を改正する法律	外國爲替資金特別會計法	農業共済再保險特別會計法の一部を改正する法律	裁判所法等の一部を改正する法律	緊要物資輸入基金特別會計法	大藏省設置法の一部を改正する法律	下級裁判所の設立及び管轄區域に關する法律の一部を改正する法律	裁判所職員定員法	低性能船舶買入法の一部を改正する法律	低性能船舶買入法の一部を改正する法律	資産再評價法の一部を改正する法律	再評價積立金の資本組入に關する法律	社會福祉事業法

政	議	議	議	議	議	議	政	議	議	議	議	議	議	政
三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六	三、二六
三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三	三、三
七	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
國家行政組織法の一部を改正する法律	漁業法及び水産廳設置法の一部を改正する法律	競馬法の一部を改正する法律	農林水産業施設災害復舊事業費國庫補助の暫定措置に關する法律の一部を改正する法律	食糧管理法特別會計の歳入不足を補てんするための一般會計から繰入金に關する法律	食糧配給公團の清算經費の財源に充てたるための剩餘金の使用に關する法律	關稅法の一部を改正する法律	漁船法の一部を改正する法律	農業委員會法の施行に伴う關係法令の整理に關する法律	農業委員會法	厚生省設置法の一部を改正する法律	不動産登記法等の一部を改正する法律	國立學校設置法の一部を改正する法律	宗教法人法	市町村立學校職員給與負擔法の一部を改正する法律
物品稅法の一部を改正する法律														

議	議	政	議	政	議	議	議	議	議	政	議	議	議	議
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
船員保險法の一部を改正する法律	國民健康保險法の一部を改正する法律	豫防接種法の一部を改正する法律	恩給法の一部を改正する法律	日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律	電波管理委員會設置法の一部を改正する法律	行政機關職員定員法の一部を改正する法律	運輸省設置法等の一部を改正する法律	農林漁業資金融通法	臨時物資需給調整法の一部を改正する法律	たばこ專賣法の一部を改正する法律	漁業法等の一部を改正する法律	復興金融公庫に對する政府出資等に關する法律の一部を改正する法律	國稅徵收法の一部を改正する法律	新開出版用紙の割當に關する法律の一部を改正する法律
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	三、三	四、二	三、三	四、五	三、三	四、一	四、一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
九二	六〇	三〇	八七	二三	八二	二五	一〇五	一〇五	五	五	三	一〇七	六	五

議	議	政	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	議	政
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
農産物検査法	教育職員免許法施行法の一部を改正する法律	教育職員免許法の一部を改正する法律	有線放送業務の運用の規正に關する法律	納税貯蓄組合法	郵便貯金法に基いて保管する證券の整理に關する法律の一部を改正する法律	郵便貯金法の一部を改正する法律	郵便振替貯金の一部を改正する法律	郵便貯金法の一部を改正する法律	郵便法の一部を改正する法律	公共土木施設災害復舊事業費國庫負擔法	結核豫防法	農林漁業資金融通特別會計法	公庫の豫算及び決算に關する法律	中小企業等協同組合法の一部を改正する法律
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	三、三	〃	〃	四、五	〃	〃	〃	四、四	〃	〃	〃	〃	四、六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
二四	二三	二三	二五	二三	二〇	二三	二五	二五	二六	二七	二六	二六	二六	二六

議	農漁業協同組合再建整備法
熱管理法	
關稅法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律	
二二	

附錄

▲地方選挙の概観

新憲法にもとづく平和文化國家の建設、民主化の促進など、日本再建の大きな使命と役割をになう地方首長ならびに地方議會議員の公職選舉が去る四月全國一せいに施行せられたが、四月二十三日執行の市町村長ならびに議員選舉の投票率は全國平均九割一分、本道においては九割一分、又、四月三十日執行の都道府縣知事ならびに議員選舉の投票率は全國平均八割二分、本道においては八割一分という我が國議會政治はじまつて以來の記録を示すに至つたことは、一般國民の政治に對する關心を強く昂揚せられたものとして地方自治確立に力強い一歩を進めたものといえよう。その結果の概要を次表に掲げ參考に供することとする。

北海道議會議員當選者調
(四月三十日執行の選舉結果)

石狩支廳管内	得票數	當落	候補者氏名	生年 月日	住年 齡	所當派別	職別
	一三八四	當	齋藤正志	明治二〇、六	盟札幌郡琴似町	日本社會黨	なし
	一〇、四五七	當	大久保和男	明皇六、元	札幌郡江別町	國民民政業相談所長	中小企
	一〇、五四三	當	岩本政一	明治六、六	〇五七札幌郡豊平町	自由黨	會社重役
	一〇、二三九	當	伊藤弘	明皇三、三	四九千歳郡千歳町	無所屬	木材業
	八九七次	東出太郎市	明治天、五、二九	毛村	石狩郡新條津農協同黨	民農業	前
渡島支廳管内							

二、三九當	岩田 留吉	明三〇、七	哭茅部郡森町	自由黨	漁業	元
二、三三當	大竹 幸次郎	明三、二、四	哭龜田郡七飯村	協同黨	農業、土建業	新
二、二四當	三澤 正男	明七、四、七	哭山越郡八雲町	日本社會黨	牧畜業	前
九、九六當	旭 佳明	明五、九、六	哭松前郡松前町	自由黨	漁業	前
九、三三當	金澤 藤吉	明五、三、二	哭龜田郡戸井村	自由黨	漁業	前
八、二六次	西山 兼松	明五、六、二	哭上磯郡木古内町	無所屬	漁業	新
檜山支應管内						
七、三二當	畑野 仁郎	大三、四、三	哭瀬棚郡瀬棚町	自由黨	漁業	新
七、一〇當	高橋 辰男	明七、七、三	哭瀬棚郡今金町	日本社會黨	社會社員	前
五、九七次	川瀬 德三郎	明〇、一、八	哭爾志郡乙部村	無所屬	農業	新
後志支應管内						
元、三三當	時田 政次郎	明五、五、五	哭積丹郡入舩村	日本社會黨	北販運囑託	前
四、〇七當	福島 新太郎	明五、二、七	哭虹田郡俱知安町	無所屬	釀造業	新
三、八六當	松平 武一	明五、九、六	哭余市郡余市町	自由黨	漁業	前
三、〇六當	糸川 章夫	明五、〇、三	哭虹田郡眞狩村	協同黨	農業	前
三、一〇次	奈良 敬藏	明四、三、二	哭岩内郡岩内町	自由黨	新聞社社長 辯理士	新
空知支應管内						
三、四〇當	宮北 三七郎	大三、三、五	哭夕張郡長沼村	協同黨	農業	前
三、七三當	池田 信孝	明五、八、五	哭夕張郡栗山町	協同黨	農業	新
三、三三當	中野 定敏	明五、二、〇	哭空知郡三笠町	日本社會黨	なし	新
三、七五當	土山 宇三郎	明五、二、四	哭空知郡芦別町	無所屬	木材業	新
二、七二當	岡田 千代藏	明四、二、一	哭雨龍郡深川町	協同黨	農業	新
二、五〇當	西田 正一	明四、九、五	哭空知郡赤平町	國民商業	商業	新

二、三三當	池戸 芳一	明五、六、五	哭空知郡歌志内町	労働者	團體役員	新
一〇、六四當	原田 伊曾八	明五、二、四	哭雨龍郡秩父別村	無所屬	會社社長	新
一〇、三三當	土井 千海	明七、八、四	哭雨龍郡一己村	協同黨	農業	前
九、三三當	和平 千治	明四、七、七	哭空知郡三笠町	労働者	團體役員	新
八、九二當	榊原 啓量	明五、九、〇	哭空知郡上砂川町	日本社會黨	炭礦夫	新
八、三三當	荒 哲夫	明五、三、四	哭權戸郡新十津川村	日本社會黨	團體役員	前
七、五二次	佐久間 貞江	明七、七、五	哭空知郡濶川町	自由黨	會社社長	前
上川支應管内						
二、七〇當	笠井 幸衛	明四、八、一	哭上川郡東旭川村	協同黨	農業	新
二、一五當	若林 次郎	明三、九、三	哭旭川市宮下通一五	日本社會黨	なし	新
一〇、四四當	佐藤 初吉	明三、一、〇	哭上川郡美瑛町	協同黨	旅館業	前
九、二二當	武田 治作	明五、八、三	哭上川郡神樂村	協同黨	農業	前
八、六四當	村上 貞次郎	明三、八、三	哭上川郡下川町	自由黨	木材業	新
八、四七當	田呂 善作	大三、〇、三	哭空知郡中富良野村	協同黨	農業	新
八、二九當	秋山 孝太郎	明五、二、五	哭上川郡士別町	協同黨	農業	新
七、九二當	本多 吉江	明五、一〇、〇	哭上川郡愛別村	協同黨	農業	新
七、七九次	桶谷 利男	明四、二、三	哭上川郡風連村	協同黨	農業	新
留萌支應管内						
一五、〇七當	蒔田 余吉	明五、八、四	哭苫前郡羽幌町	協同黨	農業	前
三、六八當	新保 福治	明五、二、二	哭苫前郡苫前町	無所屬	なし	新
一、一五次	石田 露松	明七、五、七	哭増毛郡増毛町	自由黨	漁業	前
宗谷支應管内						
三、四四當	沖野 政雄	明五、二、九	哭稚内市山下通五	無所屬	水産、海産業	新

二〇、五當	村山喜作	明三、六、一五	枝幸郡枝幸町	國民民主黨	木材業、漁業	前
二〇、三當	朝日春吉	明四、五、一四	稚内市字ヤムワツカナイ	協同黨	團體役員	新
網走支應管内						
三、四當	大澤重太郎	明三、一、一五	紋別郡遠輕町	自由黨	木材業	新
二、一〇當	土橋傳七	明九、九、一五	斜里郡斜里町	無所屬	農業	新
二〇、一六當	天谷平信	明四、二、一〇	常呂郡端野村	協同黨	農業	新
二〇、二六當	多田輝利	明四、三、三〇	紋別郡興部町	日本	なし	元
九、七當	西川清吉	明三、四、一三	常呂郡留邊村	國民民主黨	木材業	前
九、六〇當	朝倉義衛	明三、一、三三	紋別郡瀬ノ上	自由黨	農業	新
九、四四當	本宮章太郎	明四、八、七五	紋別郡遠輕町	日本	なし	前
釧路支應管内						
一〇、五〇當	中牧保	明五、一、一〇	幌別郡幌別町	自由黨	旅館業	前
九、八四當	三浦福督	明四、四、二九	有珠郡伊達町	協同黨	農業	新
九、三六當	井野正揮	大六、五、一三	幌別郡幌別町	日本	なし	新
七、〇三當	佐伯明	明三、五、〇五	虻田郡洞爺村	無所屬	農業	新
日高支應管内						
一〇、五九當	坂東秀太郎	明三、五、三七	三石郡三石村	無所屬	木材業	前
九、四九當	棚川忠雄	明四、九、〇五	沙流郡門別村	協同黨	農業	新
九、九六當	奥田惣兵衛	明四、六、八五	浦河郡浦河町	自由黨	商業、漁業	新
十勝支應管内						
三、七五當	道下美作	明四、九、四三	河西郡大正村	協同黨	農業	新
三、七三當	川久源市	明三、三、〇三	中川郡本別町	日本	なし	元
三、三九當	朝日昇	明七、二、五〇	十勝郡浦幌村	協同黨	農業	前

二〇、八五當	堀田毅	明三、五、一五	廣尾郡廣尾町	自由黨	木材業	新
一〇、〇三當	平野榮次	明五、二、七五	上川郡新得町	無所屬	獸醫	新
九、六五當	平田助市	明七、一〇、六六	河東郡音更村	協同黨	農業	前
釧路支應管内						
三、三〇當	岡林數喜	明三、三、九五	釧路市春採	日本	炭礦會社員	新
九、七四當	二瓶榮吾	明三、三、三五	厚岸郡濱中村	協同黨	農業	新
八、七七當	岩淵亨	大六、五、六六	白糠郡白糠町	無所屬	農業	新
根室支應管内						
無投票	兒玉由一	明三、五、二五	標津郡中標津	自由黨	農業	前
同	坂本與平	明四、一〇、四四	根室郡根室町	自由黨	農業	前
札幌市						
九、一八當	高田治郎	明元、一、一〇	札幌市北二	日本	團體役員	新
一六、五〇當	中山信一郎	明四、二、一〇	札幌市大通西	國民民主黨	辯護士	新
一〇、七五當	立原耕平	明三、五、八五	札幌市南三	自由黨	會社重役	前
一〇、三三當	吉田豊吉	明六、六、三三	札幌市北九	自由黨	味噌、醬油釀造	前
九、八八當	長澤信廣	明四、三、三三	札幌市南一	日本	會社社長	新
九、九六當	新川輝隆	大六、四、一七	札幌市南一	農業者	勞組役員	新
九、七七當	井川伊平	明六、三、八五	札幌市北一	國民民主黨	辯護士	前
八、五四當	松尾三良	大五、六、五五	札幌市南八	無所屬	新聞記者	新
函館市						
三、五八當	桑野秀治郎	明七、二、四四	函館市柏木町	自由黨	會社取締役	新
二、六五當	窪田長松	明三、五、七五	函館市柏木町	無所屬	なし	前
一〇、九四當	勢田金次郎	明三、七、三三	函館市吉川町	自由黨	漁業、水産加工	新

帶 廣 市	一〇八三當	大島三郎	明三、二、五〇	函館市若松町	國民 主黨	會社社長	前
	一〇一五當	山内廣	明四、九、一六	函館市田家町	農民黨	國鐵職員	前
	一〇〇三當	西野吉一	大九、六、三	函館市本町一	自由黨	造船鐵工所取締 役	新
	小樽市						
旭 川 市	三、五當	三室光雄	明三、二、九	小樽市奥澤町	自由黨	會社社員	新
	一、一三當	鈴木源重	明四、四、五	小樽市錦町五	社會黨	なし	前
	一〇、五當	田中巖	明四、一〇、七	小樽市相生町	自由黨	會社社長	前
	九、五當	井口あみ	大九、二、七	小樽市花園町	社會黨	なし	新
室 蘭 市	六、八當	高橋源次郎	明三、二、五	小樽市錦町四	國民 主黨	海産問屋	新
	一六、八當	林謙二	明三、一〇、〇	旭川市旭町一	國民 主黨	會社重役	前
	一四、六當	舟木侃	明四、六、六	旭川市一條通	社會黨	會社社員	新
	一、〇大當	清水三俊	明六、二、三	旭川市五條通	自由黨	木材業	新
釧 路 市	七、九三當	齋藤藤吉	明三、八、五	旭川市一條通	國民 主黨	會社重役	前
	三〇、八當	森川清	明三、三、二	室蘭市舟見町	社會黨	辯護士	前
	一六、五當	德中祐滿	明四、一〇、二	室蘭市御前水	自由黨	會社重役	前
	一、九三當	石井政雄	明四、七、六	室蘭市東町四	無所屬	なし	新
二、三當	太田益夫	明三、九、七	釧路市柏木町	日本 社會黨	なし		前
	菊地三之助	明三、四、三	釧路市米町	國民 主黨	會社重役		元
	阿部英一	大九、一、二	釧路市港町	自由黨	組合役員		新

北 見 市	一〇、九當	宮坂壽美雄	明三、一、八	帶廣市東四	國民 主黨	會社重役	前
	八、〇二當	中野藤五郎	明四、一〇、一	帶廣市西一	日本 社會黨	會社社員	新
	六、五當	吉田定次郎	明三、六、五	北見市北光社	協同黨	農業	前
	六、四九當	青木茂重郎	明三、四、五	北見市大通東	自由黨	會社社長	新
夕 張 市	一七、〇三當	塚田庄平	大七、六、五	夕張市鹿ノ谷	農民黨	労働者なし	新
	七、〇五當	安達徳太郎	明三、三、九	夕張市登川一	自由黨	會社重役	前
	六、八三當	前川宇之吉	明四、一、五	夕張市本町四	無所屬	商業	新
	岩見澤市						
網 走 市	七、八八當	宮本仙松	明三、五、六	岩見澤市志文	農民 協同黨	農業	前
	六、五七當	澤田輝雄	大九、四、三	岩見澤市三條	自由黨	國會議員、秘書	新
	九、七九當	宮津恂太郎	明三、三、八	網走市南八東	自由黨	製炭業	前
	三、三九當	明智道治	明三、四、九	斜里郡斜里町	社會黨	農業	新
留 萌 市	六、七四當	四十榮助三郎	明三、一〇、五	留萌市元町	國民 主黨	木材業	前
	六、六八當	泉谷順治	明三、二、〇	留萌市錦町	無所屬	水産加工業	新
	八、三〇當	西田信一	明三、一〇、五	苫小牧市大町	自由黨	會社重役	前
	八、〇七當	佐瀬定一	明四、五、四	苫小牧市東町	日本 社會黨		新
稚 内 市	五、三六當	濱森辰雄	大九、二、七	稚内市山下通	日本 社會黨	漁業	新

八、五	坂東	明三	美唄市我路町	無所屬	社會社員	前
八、六	江田	政市	明四、六	美唄市開發町	農民農業	新
八、六	次			協同黨		

(道選管調)

40

支 廳、 市別	區 分	選舉當日の有権者數		投票者數		投票者數		率
		男	女	計	男	女	計	
石狩	渡島	四六、四六六	四七、六七六	九八、一四三	三九、五六一	三九、六九七	七九、二四〇	八〇・九
檜山	後志	三三、七九三	三九、四九二	七三、二八五	四六、五〇九	四四、二四六	九〇、七五五	七・四
知床	空知	四八、九九五	五三、二六六	一〇二、二二一	四一、八六六	四四、〇七〇	八五、九三六	八三・〇
川棚	上川	一三、四二八	一六、二〇七	二九、六三五	一〇、八八五	一二、七六七	二三、五六二	八三・六
留萌	留萌	六六、六三三	八六、七〇〇	一五三、三三三	五七、〇〇〇	五九、二八八	一一六、二八八	八七・九
網走	網走	三三、七七一	三三、六八八	六七、四六〇	二二、五五三	二〇、四六六	四三、〇一九	八七・三
宗谷	宗谷	三〇、七三三	三〇、四四四	六一、一七七	一八、〇八五	一六、〇八八	三四、一七三	八七・二
網走	網走	七〇、八四二	七〇、五九三	一四一、四三五	五七、四六六	五七、四六六	一一四、九三二	八九・一
膽振	膽振	三三、六四〇	三三、六四〇	六七、二八〇	二四、七六六	二四、七六六	四九、五三二	八六・五
日高	日高	二五、三六六	二四、九五六	五〇、三二二	三三、〇五〇	一九、九二二	五二、九七二	八六・七

▲北海道議會議員選舉有権者數、投票者數等調 (道選管調)

合	市	美	稚	苦	留	網	岩	夕	北	帶	釧
計	計	小	見	内	牧	萌	走	澤	張	見	廣
二四	二			一		一					
二二	七				一						一
二二	九	一	一								一
三	二						一			一	
五	三								一		
二	二	一									
三	三	二	一	一	一	一	一	二	一	一	二
三九、五五九	一七、〇一九			四、一七四	八、三六〇	九、七四八	六、五七	七、〇七	六、三三九	三、六三三	二、一〇七
一八、七三三	二〇、四三二			四、四九七	六、七四四					一〇、七九四	二、一三三
三三、〇七	一六、四九〇	二、一六〇	五、三六七	八、一〇七	三、三三九	六、一七〇	五、九八九	四、九四九	一、七六六	八、〇四一	三、六八九
七、四六七	二、六八八										九〇
三三、一七五	三、六八八	八、一六六				七、八八九		六、五三三			
四、二九九	四、四三三	五、三三八				一七、〇三三					
二七三	一六、四八六										
一六、四八六	七、二六六	八、五三三	六、六三八								
三九、六五九											
一、六六一、七二	六〇、四三三	三、七六六	一四、〇六六	一六、四八六	三、一六三	三、〇七	二、五五六	三、九三三	一八、九四四	三、四六六	三、八八八

42

▲都道府縣議會議員黨派別當選者數調

道府縣名	定數	自由	民主	社會	共產	農協	勞農	社民	諸派	無
北海道	五	二	二	三	五	三	三	一	一	二
青森	三	三	七	六	五					
秋田	五	二		六	五					
岩手	五	二		六	五					
山形	五	二		六	五					
宮城	六	三	一	四	四				一	
福島	三	三	二	一	九					三
東京	六	三	三	八	五				一	三
神奈川	六	三	三	七	五					三
千葉	六	三	三	八	五					三
茨城	六	三	三	七	五					三
埼玉	六	三	三	七	五					三
群馬	六	三	三	七	五					三
栃木	六	三	三	七	五					三
山梨	六	三	三	七	五					三
長野	六	三	三	七	五					三
新潟	六	三	三	七	五					三
愛知	六	三	三	七	五					三
岐阜	六	三	三	七	五					三
三重	六	三	三	七	五					三
滋賀	六	三	三	七	五					三
京都	六	三	三	七	五					三
大阪	六	三	三	七	五					三
富山	六	三	三	七	五					三
石川	六	三	三	七	五					三

全國合計	鹿兒島	宮崎	大分	熊本	長崎	佐賀	福岡	山口	廣島	島根	鳥取	岡山	高知	愛媛	徳島	香川	和歌山	奈良	滋賀	兵庫	京都	大阪	富山	石川
二六七	五	七	九	五	五	四	六	六	五	五	一	五	三	五	四	四	八	三	九	三	六	六	六	三
一〇七四	八	九	三	九	五	四	六	六	五	五	一	五	三	五	四	四	八	三	九	三	六	六	六	三
二八五	一	二	八	五	七	七	一	八	二	二	二	七	三	三	五	五	二	四	九	五	二	四	二	五
三四	一	三	四	二	八	四	六	四	九	二	三	七	二	一	四	四	六	二	三	三	二	二	四	四
六																								
三																								
六																								
三																								
五																								
七三	四	四	〇	八	三	八	九	〇	七	〇	八	〇	三	〇	九	七	五	三	七	九	五	五	四	四

▲北海道知事候補者得票集表

支 廳、 市 別	分 區	候補者氏名 ^(イ)		計	(イ)と(ロ)との差
		田中敏文 ^(ロ)	黒澤酉藏		
石 島 符		五、七七一	三、九七七	三、七四四	十
渡 島		四、四三三	三、六六七	八、一〇〇	一
檜 山		一、九八九	三、〇三一	四、〇二〇	一
後 志		四、〇五九	三、七六六	八、〇二五	+
空 知		二、六五七	三、三六一	三、三六八	+
上 川		六、七四一	八、〇九七	四、四七三	+
留 萌		九、四七五	三、〇三三	四、四〇六	+
宗 谷		一、九一七	三、七五五	二、三五六	+
網 走		五、五〇〇	二、四七九	五、四〇三	+
膽 振		二、五五三	二、四七九	二、三九三	+
日 高		二、〇五〇	二、三六九	一、八二一	+
十 勝		四、七九〇	四、七九〇	一、四八六	+
釧 路		二、六六六	四、一七四	二、三九六	+
根 室		一、〇六〇	三、八三三	三、二二三	+
支 計		五五、五七五	五二、四七七	一、〇七、七四〇	十

▲北海道知事選挙有権者数、投票者数等調

(道選管調)

支 廳、 市 別	分 區	選挙當日の有権者数		投 票 者 数	棄 権 者 数	投 票 率	投 票		計 数
		男	女	男	女	計	有効票	無効票	
石 島 符		四、四六六	四、六六六	九、一三三	五、五五二	一四、六八五	一三、七四四	一、五五〇	七、四三三
渡 島		三、七三三	三、九三三	七、六六六	二、七三三	一〇、四〇〇	七、〇〇〇	一、五〇〇	六、七三三
檜 山		一、九八九	二、〇〇〇	四、〇〇〇	二、二二二	六、二二二	四、〇〇〇	一、八二二	四、〇〇〇
後 志		四、〇五九	三、七六六	七、八二五	二、六六六	一〇、四九一	八、八二五	一、六六六	八、八二五
空 知		二、六五七	三、三六一	六、〇一八	一、五五五	七、五七三	六、〇一八	一、五五五	六、〇一八
上 川		六、七四一	八、〇九七	一四、八三八	二、六六六	一七、五五四	一六、八二五	一、五五五	一六、八二五
留 萌		九、四七五	三、〇三三	一二、五〇八	二、三五六	一四、八六四	一三、七四四	一、五五〇	一三、七四四
宗 谷		一、九一七	三、七五五	五、六七二	二、四七九	八、一五二	七、〇〇〇	一、一五二	七、〇〇〇
網 走		五、五〇〇	二、四七九	七、九七九	二、四七九	一〇、四五八	九、四七九	九、四七九	九、四七九
膽 振		二、五五三	二、四七九	五、〇三二	二、四七九	七、五一一	六、八二五	六、八二五	六、八二五
日 高		二、〇五〇	二、三六九	四、四一九	二、三六九	六、八五八	六、八五八	六、八五八	六、八五八
十 勝		四、七九〇	四、七九〇	九、五八〇	二、三六九	一二、九四九	一二、九四九	一二、九四九	一二、九四九
釧 路		二、六六六	四、一七四	六、八四〇	二、三九六	九、二三六	八、八二五	四、四一一	八、八二五
根 室		一、〇六〇	三、八三三	四、八九三	二、三九六	七、二八九	六、八二五	四、四一一	六、八二五
支 計		五五、五七五	五二、四七七	一〇七、七四〇	一〇、七四〇	一二八、四八〇	一二八、四八〇	一〇、七四〇	一二八、四八〇

合 計	市 計	美 味 市	稚 内 市	苫 小 牧 市	留 萌 市	網 走 市	岩 見 澤 市	夕 張 市	北 見 市	帯 廣 市	釧 路 市	室 蘭 市	旭 川 市	小 樽 市	函 館 市	札 幌 市
九四、七四〇	三、四一七	三、四六六	七、六八七	一〇、六八七	六、六八三	六、二六〇	二、二五九	二、九〇九	九、〇六九	三、四八三	三、一五九	三、六六一	二、七〇五	三、〇八二	四、〇八三	七、一六六
七、七四二	二、三六六	一〇、四六六	六、三三九	五、八二七	六、四三三	七、〇六六	九、〇三九	七、七六六	九、九八三	三、三二七	三、三二七	三、三二七	三、三二七	三、三二七	三、三二七	三、三二七
一、六九二、一六五	六、二二二	三、九四四	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七
十	十	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
一、六九二、一六五	六、二二二	三、九四四	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七	一、四〇七

[illegible]

道府縣名	區分	氏名	年齡	黨派名	前新別
------	----	----	----	-----	-----

新	神	東	柄	茨	山	秋	岩	北
奈								海
渴	川	京	木	城	形	田	手	道
岡	内	安	小	友	村	池	國	田
田	山	井	平	未	山	田	分	中
正	岩	誠	重	洋	道	德	謙	敏
平	太	一	吉	治	雄	治	吉	文
三	六	六	六	吾	咒	禿	三	禿
無	無	無	自	無	無	無	無	社
所	所	所	由	所	所	所	所	會
屬	屬	屬	黨	屬	屬	屬	屬	黨
前	前	前	前	前	前	新	前	前

鳥	和	奈	兵	大	滋	三	愛	靜	長	山	福	石
歌												
取	山	良	庫	阪	賀	重	知	岡	野	梨	井	川
西	小	奥	岩	赤	服	青	桑	齋	林	天	小	柴
尾	野	田	田	間	部	木	原	藤		野	幡	野
愛	眞	良	幸	文	岩		幹	壽	虎		治	和
治	次	三	雄	三	吉	理	根	夫	雄	久	和	喜
哭	哭	哭	哭	哭	哭	哭	哭	哭	哭	哭	哭	哭
無	無	無	無	自	自	無	無	無	日	無	無	無
所	所	所	所	由	由	所	所	所	本	所	所	所
屬	屬	屬	屬	黨	黨	屬	屬	屬	黨	屬	屬	屬
前	前	新	前	前	前	前	新	新	前	新	前	前

鹿	大	熊	長	佐	福	愛	山	岡	島
兒									
島	分	本	崎	賀	岡	媛	口	山	根
重	細	櫻	西	鍋	杉	久	田	三	恒
成	田	井	岡	島	本	松	中	木	松
	德	三	竹	直	勝	定	龍	行	安
格	壽	郎	次	紹	次	武	夫	治	夫
咒	哭	丑	杏	天	丑	丑	罌	哭	丑
無所屬	無所屬	無所屬	自由黨	無所屬	社會黨	無所屬	無所屬	無所屬	無所屬
前	前	前	新	新	前	新	前	新	新

(備考) 選舉を行わなかつた府縣は次の通り。
青森、宮城、群馬、埼玉、千葉、富山、岐阜、京都、廣島、香川、高知の各府縣

市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別		市町村別	
------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--	------	--

(備考) 四月二十三日選舉を行なかつた市町村

市町市
釧路
長萬部
大島
村外
外十二町

▲お役所仕事の民主化

——行政事務再配分とはどういうことか——

民主主義とか民主化ということは、皆さん耳にたこができるほど聞かされるでしょう。しかし、皆さんの住んでいる市町村や府縣の政治は、それほど民主化したでしょうか。

市町村や府縣のことを地方公共團體といいます。地方公共團體の政治の民主化は、どうしたらできるでしょうか。それは、一口はいえば、地方公共團體の政治の精神に従つてやつて行くことです。自治とは自分たちのことを人の世話にならずに自分たちの手で處理してゆくということで、地方自治とは、地方の住民がこの地方のしごとを自分たちの手で處理してゆくということです。民主主義は讀んで字のように國民が主になつて政治をやつてゆくという原則ですが、この原則を地方行政の上にあてはめると地方自治になるのです。

したがつて、地方自治というのは、市町村のみなさんが、教育や道路や清掃や消防や公衆衛生のようなしごとについて、どうしたら市町村住民全體の福祉が増進するようになるかをみなさん自身の頭で考え、みなさん自身が工夫してみなさん自身の手で實施してゆくということです。從來の政治のやり方はこれらの住民の日常生活に直結したしごとについて住民の人たちの意思が反映されず、たゞ上から天降りに決められたり、又、一部の人々の利益のみが眼中に置かれて處理されることが多かつたのです。

むろん、地方公共團體の政治をみなさん自身の手で處理するといつても住民の人々はみなそれ〴〵忙しい職業をもっているで、全員が一堂に會して相談して事を處理してゆくことはできませんから、みなな代表者として知事や市町村長や議員を選擧し、その人たちに政治をやつてもらふことになります。しかし、代表者を出してもそのが住民全體の福祉のためによい政治をやつてくれているかどうかを住民が監視し、わるいところがあればこれを改めさせることができなければなりません。そのためには

住民の意思にそつた施策ができないような人は、次の選舉で落選させることができずし、又、それまでまてないときには、不審の點について監査委員の監査を請求し、又、リコールによつて罷免することもできるようになつています。しかし、これらの制度が圓滑に行われるためには、行政のやり方のよしあしが住民にたやすく理解できるような制度になつていなければなりません。

現在、市町村役場や府縣廳や中央のお役所でやつているしごとは、多方面にわたり、且つ複雑なしくみで行われています。そしてそのしごとのよしあしを判斷するにも、その仕事の責任者が市町村長府縣知事か中央政府が分らないことが多いのです。市町村役場の窓口で處理されているしごとだからと思つて、市町村長に苦情をもつて行つても、市町村長ではどうにもならないで、府縣廳まで行つてくれといわれることや、府縣廳へ行つてもそれは自分のところではよく分らないから中央官廳で聞いてくれといわれることがしばしばあるのです。

これまでのお役所仕事は、その責任の所在をあいまいにしていることが多かつたのです。そのために、お役人の責任がのがれ容易にでき、住民が迷惑を蒙ることが多かつたのです。また、これらの仕事をやるための經費に充てるため、税金を納めているのですが、その税金がどこで何に使われているかが、外からは分りにくかつたのです。

こういうことでは、國民の手によつて政治をやるどころか國民から遊離した政治になつてしまふのです。

地方自治の狙いは、このように國民から遊離した政治を國民の手許に引き戻すことにあるので、そのために地方的なしごとは、その地方の住民の創意と責任によつて處理できるようにしようというのです。有名なシャウブ使節團もこのことを指摘しており、その勧告にもとづいて一昨年からは中央に地方行政調査委員會という委員會ができ、神戸正雄博士はじめ各界達識の先生が委員になつてこのような地方自治を確立するために現在において採るべき方策が研究されています。

そのなかで一番大きい改革は行政事務の再配分といわれていることです。行政事務というのはお役所仕事ということですが、この再配分ということは、従来の國のしごと、地方團體のしごとという區分を地方自治の精神にそつたように建て直そうということです。いかえればお役所のしごとの民主化を圖ろうというので、その内容は次の三つの點が眼目になつています。

1 第一は、お役所のしごとの責任をはつきりさせることです。

一つ一つのお役所しごとについて、市町村、府縣、中央政府のどこの責任でやるべきしごとであるかはつきりと區分し、且つなるべく市町村のしごとは市町村税で、府縣のしごとは府縣税で、中央政府のしごとは國税でまかなうようにして國民に自分の納めた税金が何につかわれているかがはつきり分るようにし、お役人に責任のがれができないようなくみに改めようということです。

2 第二は、お役所のしごとがなるべく住民の身近なところで處理できるようにすることです。つまり今まで中央まで行かなければ用が足らなかつたことも府縣廳でできることは府縣廳だけで用が足りるようにし、府縣廳まで行かなければ用が足らなかつたことも市町村役場でできることは市町村役場で用が足りるようにすることです。このようにすると、これまで許可や補助金をもらつたために遠方まで陳情に出かけなければならなかつた費用もいらなくなり、住民の利便が増すとともに税金の負擔も輕くなるわけです。

3 第三は、お役所しごとの能率化をはかることです。お役所しごとの中には、必要以上にめんどろな書類を作らされたり、複雑な手續を要求されたりすることが少くないのですが、これらの書類や手續はでるだけ簡單に分り易くし、更にお役所の機構も重複を省き簡素化するのです。住民の身近なところではしごとを片づけるようにするためには、それ／＼市町村の責任が重くなるのですから、市町村がこの加重された責任を能率よく、しかも安い經費で處理してゆけるように、小さい町村では隣接

町村と合併したり、組合をくつて共同したりして無駄を省くとともにより大きな力によりよい施設を經營できるようにする必要も起つて來ます。今や日本は、講和條約を目前にひかえています。講和條約が結ばれると日本は、國際場裡に立つて自立して行くために、經濟自立の諸政策を重點的に實施しなければなりません。アメリカからの援助もそう長く期待することはできないとダレス氏もいつております。自立するためには、その外、自衛のための諸費用も必要となることでしょう。これらの日本は、居候が一家をもつたときのように色々な費用がかかるようになります。そしてこれらの經費はすべてわれわれが支拂わねばなりません。一體それではこれらの經費はどこから捻出したらようでしょうか、これ以上税負擔が重くなつてはたまりません。そこでわれわれは中央及び地方を通じ百數十萬に上る官公吏と數千億に達する行政費に思い至るのであります。無用な行政を整理し、行政機構を簡素化するとともに行政をできる限り住民の身近で處理することにより經費を節約しようという行政事務再配分の實現は、講和の受入れ態勢をととのえるためにも欠くことのできないことであるといえるのです。

(後記)

この早わかり解説は、地方行政調査委員會事務局において、地方自治確立運動の一環として、「行政事務再配分の勧告」の基本方針を平易に解説し、その趣旨を一般國民に普及徹底させるために執筆せられたものである。



▲議會議長及び縣知事代表アメリカ視察報告

縣議會及び知事の代表が昨年十月より、約二ヶ月間にわたつてアメリカの洲行政を視察したのであるが、ここにその視察報告を紹介することとする。

渡米した代表は次の六氏である。

鹿兒島縣議會議長	増田 靜氏
岩手縣議會議長	村上 順平氏
靜岡縣議會議長	山田 彌市氏
山形縣知事	村山 道雄氏
福岡縣知事	杉本 勝次氏
富山縣知事	高辻 武邦氏

第一 旅行の 大要

一 團員の構成及び旅行の目的

我々の一行は、日本縣政府代表 (Prefectural Government Delegation) と呼ばれた。我々六名の他に、連合國軍總司令部政治局のグイダ少佐が世話役として同行された。またマディソンからニューオーリヤンズに至るまでの間、北カロライナ大學教授フレイジャー氏が視察顧問の役を果された。

主として米國の州行政を視察したのであるが、州との關連において連邦郡及び市等の視察をも行つた。

二、日 程

昭和二十五年十月八日午前一時羽田發、九日サンフランシスコ着、十一月二十五日サンフランシスコ發の海軍輸送船モートン號で十二月九日横濱着歸朝したのであるが、その間約二箇月、滯米期間は四十八日であつた。

先づ、十月十六日から二十八日まで二週間はウイソコンシン州の首都、

マディソンに滞在し、ウイソコンシン大學で基礎的な研究を行つた。その間州や都市の行政視察をも行つた。

十月三十日から十一月二日まで四日間はシカゴで、十一月三日から七日まで、五日間はニューヨーク州首都アルバニーで視察を行い、十一月十日から十五日まで五日間はワシントンで連邦政府の各省を訪問し、ニューオーリヤンズ經由で十一月二十日サンフランシスコ着、二十日、二十一日の兩日はキヤリフォルニア大學で總括的な研究を行い、二十二日キヤリフォルニア州の首都サクラメントに知事アル・ウォーレン氏を訪ねて全日程を終つた。

三 各方面から寄せられた好意

連合國軍總司令部が、特に我々一行のために優秀にして溫厚責任感の強いグイダ少佐を同行させられたことは感謝に堪えない。同氏は郷土訪問、父子面會等の希望をすべて犠牲にされて、日程の終るまで我々と行動を共にされた。我々が、旅行上の手續に關して全然意を用いることなく、視察研究に専念できたのは全く少佐のお陰であつた。

現地の關係者は非常な好意をもつて我々を迎えてくれた。就中ウイソコンシン大學の主任教授グロース博士夫妻の我々に示された親切と、キヤリフォルニア大學教授メイ博士の熱心な指導とは、我々に深い感銘を與えた。また、我々が當初の日程を變更してニューオーリヤンズに旅行することができたのは、フレイジャー教授の好意ある努力によるものである。

マデソン市のロータリークラブは、午餐會に我々を招いて觀迎してくれた。ウイソコンシン州のローダイという村は人口千六百の小村であつたが、村民百五十名が教會に集つて晚餐會を催してくれた。また、ミルウォーキー市では、一行の市内視察にオートバイ警官をつけて護衛し、赤信號を突破して急行させるという優遇振りであつた。

米國民一般が、我々に非常な好意を寄せており、日本との親善を望んでいることが感ぜられた。

第二 米國における地方自治の現状

一 地方分権について

米國は、その建國の歴史に由來して地方分権が徹底して行われてきた。現在では、むしろその行過ぎをすることのないよう、そこにも一定の限界の存在することを心にとどめるべきであろう。

二 知事の権限強化について

米國では、建國以來政治的信條として権限を一箇所に集中せず、できるだけ分割すべきであると考えられてきた。州行政の上では執行部の長である知事の権限が色々の制限をうけていた。

特に知事の責任遂行上不便であつたのは、

(1) 知事の他に直接選舉による官吏が澤山あつて、形式上は知事の管下にあつても、實際上の支配力が及ばず、州行政が分裂する事列が多かつた。

(2) 豫算の編成權を知事が持たなかつたために、知事は自己の抱負を實現するのに非常な困難を感じていた。

等がその顯著な點であるが、最近二十年間に、各州共に知事の権限を強化し、責任をもつてその職務を執行させる方向に制度の改革を斷行した。すなわち、

(1) 知事以外の直接選舉の官吏の數は漸次減少しつゝある。例えばニュージャージー州では、直接選舉は知事のみで、監察官は立法議會の選舉他はすべて知事の任命となつてゐる。

(2) 四十州では、豫算の編成は、知事の権限となつた。五州では知事が委員長で州の主な官吏が委員となる委員會が、二州では立法部と執行部とから成る合同委員會が、その職務を行う。立法議會が豫算を編成する州はアーカンソー一州のみである。(もつとも議會への提出は、ニューヨーク州以外は多く議員の名において行われている。)

日本の傾向は、むしろ教育委員會、公安委員會の設置等により、知事の

権限を分割する方向にあるこのことも日本民主化の手段として適切な改革であると思われる。しかし、米國の現状がその行過ぎは正の方向にあることを我々は心にとどめておくべきである。

三 州知事と議會との關係について

米國の各州において知事の権限の強化の行われつゝあることは前述の通りであるが、一面知事と議會とが協力して州政治を運営するために常に緊密な連絡協調がとられている。例えば、知事が新たに附與された豫算編成權を行使する場合にも、實際の手續上議會側と密接な連絡をとることに努力している。立法議會側もまた知事に協力し、州政治を共に行うという立場を採つてゐるように見うけられた。州議會は、二年に一回開催されるのが例であり、七州では毎年一回開かれてゐる。臨時議會の開かれることも稀であるが、議會の常任委員會が、随時開かれて、執行機關との間に緊密な連絡がとられている。

米國では州政府というと、執行部、立法部及び司法部を一括した名稱である。日本では執行部だけを政府と考える考え方が残つてゐる。権限の區分を明かにしつゝ、知事と議會とが一體となつて政治を運営する氣持の日本においても必要なことが痛感された。

四 地方政治と政黨との關係について

民主主義政治は、健全な政黨の發達によつて始めて圓滑に運営されるものである。政治の健全化のために、その弊害を防止する手段が連邦州を通じて採用されている。

(1) メリットシステム知事が變れば州の吏員が總變りするいわゆるスボイルシステムの弊を除くため、試験による吏員登用制いわゆるメリットシステムが連邦及び各州において採用されつゝある。現在、一般吏員に適用してゐる州は二十州、他の二十八州連邦補助金のある吏員にのみ適用してゐる。

(2) 直接豫選制度各政黨の候補者を決定するのに一般の公選による豫選を行う制度が廣く採用されている。いわゆる見えざる政府、政黨ボス

の弊をのさけようとしたものである。

地方自治行政に國家水準における黨争の介入することを避けるため、地方自治團體、特に市において政黨別によらない選挙の行われる傾向にあることは注目値する。現在、人口五千以上の市の内五十七パーセントが、この政黨別によらない選挙を実施している。特に、私達の直接視察したミルウォーキー市は、人口五十八萬の大都市であるが、個人的には極めて少數黨であるソシアリスリ黨に屬するザイドラーという青年政治家が、その人物の故に選ばれて市長となり、立派な無黨派政治を實現していた州議會の選挙にこの政黨別によらない選挙を行つてゐるのはミネソタ・ネブラスカの二州である。

日本の眞の民主化のために政黨の健全な發展を希望する。それと同時に地方自治の水準に國家水準の政黨の争を入れることの可否及びその限界については、日本の實情に照して大いに研究すべき問題であると思う。

第三 米國に學ぶべき點

一 國民の生活態度

米國人はその生活を楽しもうとしている。人に迷惑をかけたくないと思つてゐる。

従つて、人にも迷惑をかけ、不愉快な思いをさせないようにしようと努めてゐる。そこでお互に親切にし、行儀をよくし、規則を守り、自分の責任を守るようにしてゐる。選挙や運動競技にもフェアプレイを重んじずんでしまえば勝負にこだわつたり、悪い感情を残したとしない。こういうた生活態度を一般米國人がとつてゐることが、民主主義制度のまく運営されてゐることの根底であると感じられる。

我々日本人が、米國の民主主義の制度だけを模倣しても、この生活態度を學ばなければ、その全き結實は困難であると思われる。

二 大學と州行政との關係

州立ウイシコンシン大學の農學部長は、同時に州農事試験場長であり、

州の農業改良普及事業の責任者であつた。我々のマディソン滞在中に、大學の主催で、その校庭で四Hクラブの青年達の飼育した家畜の品評會が行われていたが、その大學と州行との一體化は實にうらやましい限であつた。

日本でも、學者側ではもつと學問の實際化とその活用とに意を用いると共に、官廳側では學者の知識を利用することにもつとも大らかな態度を採るべきであると痛感した。

三 州圖書館の整備

米國の州立圖書館あるいは州議會圖書館は、實によく整備されてゐる。特に州議會や委員會等の議事録、法案、修正案、法律、規則などが年度別に整然と配列されてゐる。連邦政府の法律、規則、裁判所の判決等も同様である。

州議員は、けつにきて勉強し、法案を作成するのである。州の職員もまたこれを利用してゐる。

日本においても早急に實施すべきである。

四 公廳會の利用

米國の州執行部及び州議會は、よく公廳會の制度を活用し、直接民意を聽くことに努力してゐる。

五 道路の整備

道路の立派なことは誰も驚くところである。

日本でもその整備に努力すべきであることはいうまでもない。

たゞガソリンの供給力から見ても、現在四千萬台を超えてゐる米國のように多數の自動車走らせることができず、従つて、自動車免許税とガソリン税とで道路の建設維持費を賄つてゐる米國のまねのできないことは心にとどめるべきである。

▲請願及び陳情について

請願（陳情）書を議會に提出するときは、次の事項をよく御覽の上お出し下さい。

- 一、請願（陳情）書は議長あてになるべく正副二通提出して下さい。
- 二、請願書には正本に紹介議員一名以上の記名捺印を必要と致します。

陳情書はその必要がありません。

- 三、請願（陳情）書には左の事項を記載すること。

- 1 請願（陳情）の要旨（主目的を簡明に記載すること。）

- 2 請願（陳情）の理由

右の外にその理由を證據づけ統計的數字又は圖示するような參考資料を添付し、誰が見てもすぐ納得のゆくようなものを作つて下さい。

- 四、請願（陳情）事項は、その内容の異なる毎に別々に提出して下さい。

例えば一通のものに土木關係や經濟關係或は總務關係などを取りまぜ記載されると、關係常任委員會へ送付の都合上、支障をきたしますので、この點は御注意願います。

- 五、請願（陳情）書には住所、氏名を記載捺印するのは勿論ですが、法人及び團體等にあつてはその所在地、代表者職氏名を必ず記載して下さい。そうしないと採否その他の通知ができません。

- 六、右の外請願及び陳情の取扱に關して詳細は昭和二十五年四月發行の議會時報資料欄の「請願及び陳情の取扱について」に掲載してありますから、御参照下さい。

なお、去る四月七日の第二回定例會迄に議會に提出された請願及び陳情で採否の決定しなかつたものは、今回の議員の任期満了で一切新議會には繼續せず審議未了となりましたから、更に提出していただかないと審議されませんから參考までに申し加えます。

様式例 一（表紙）

紹介議員

何 某 ㊟
何 某 ㊟
何々に關する請願書

様式例 二（表紙）

何々に關する陳情書

（本紙）

何々に關する請願

一、請願の要旨
何々.....

二、請願の理由
何々.....

昭和 年 月 日
請願者、住所
何 某 氏

北海道議會議長 何 某 宛

名 ㊟

（本紙）

何々に關する陳情

一、陳情の要旨
何々.....

二、陳情の理由
何々.....

昭和 年 月 日
陳情者住所
何 某 氏

北海道議會議長 何 某 宛

名 ㊟

▲陳 情

第二回定例道議會において各常任委員會に付託した陳情は次のとおりである。

委員託會	陳情番號	件	名	陳情者
土木	陳情第四七號	函館市定期航路運營に對し道費補助の件	函館市長	伊達町會議議長
經濟	同第四八號	家畜の檢診手数料を道費負擔の件	伊達町會議議長	伊達町會議議長
林務	同第四九號	増毛町・濱益間景勝地の道立公園指定の件	増毛町長	増毛町長
經濟	同第五〇號	家畜人口授精所の道營實施の件	士別町長	士別町長
開拓及び農地	同第五一號	大樹村振別開拓地に肉牛貸付の件	大樹村長	大樹村長
經濟	同第五二號	家畜保健所衛生所設置に關する件	士別町長	士別町長

圖書室だより

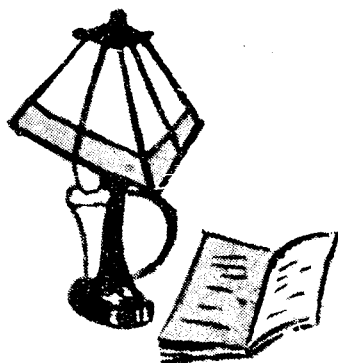
北海道議會圖書室は昭和二十四年三月に設置されて以來銳意圖書の蒐集整理に努め今日に至つております。豫算面及び圖書運營に極めて未熟なため多々不備の點が多いことと思ひますが、大方の御勸告と御教示を得て逐次完璧なものにいたしたいと思つております。

議會圖書室としての使命は普通一般の圖書館とは自らその性格を異にしおてり、主として地方自治の調査研究に必要な圖書資料の蒐集保管に心掛け現在においては圖書約四、五七二冊、資料約一九種五六〇冊その他新聞、雜誌といったようなものを整備保管しています。

資料としては、各府縣の公報官報及び各府縣發行の刊行物並びに參衆兩院各委員會及特別委員會の會議録などを備付けてあります。

議會圖書室は出來得れば、將來廣く一般に公開することを考慮しておりますが、現在は諸種の都合もあり議員及び道職員に限り閲覧を許しております。

なお現在までにおける藏書冊數の狀況、圖書貸出狀況、圖書室豫算額、圖書購入狀況はつぎのとおりであります。



▲蔵書冊数の状況

冊数 分類	総記	精神科	歴史科	社会科学	自然科学	工業	産業	美術	語学	文学	小計	月刊書	其の他 (官報、公報)	小計	其の他 (資料、其の他)	総計
冊数 比率	六〇 二・六	一五 三・二	一五 八・九	七六 一・九	三三 一・三	三三 三・三	二〇 八・〇	二〇 一・三	三三 二・六	二四 一・四	一六 一・六	三三 一・三	三七 一・一	三三 一・一	五〇 一・五	四、五三

▲圖書貸出状況

年度別 分類	総記	精神科	歴史科	社会科学	自然科学	工業	産業	美術	語学	文学	其の他	計
昭和二十四	一〇 一・九	二三 二・四	三三 四・六	五 一〇・八	一〇 二・〇	八 一・九	一 〇・二	三 〇・六	三 〇・六	七 一・七	一 〇・二	一〇 二・〇
昭和二十五	一〇 一・九	二三 二・四	三三 四・六	五 一〇・八	一〇 二・〇	八 一・九	一 〇・二	三 〇・六	三 〇・六	七 一・七	一 〇・二	一〇 二・〇
計	二六 二・六	二六 二・六	三三 三・四	八 一・一	一〇 二・〇	一〇 二・〇	一 〇・二	三 〇・六	三 〇・六	七 一・七	一 〇・二	一〇 二・〇

(備考) 本表は二日以上貸出したるものにつき計上した。

▲北海道議會圖書室豫算調

區分	①議會費中 備品費豫算額	②同上中 圖書室豫算額	②の①に對する比	備考
昭和二十四年	一八七、六〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	一〇・五%	
昭和二十五年	三三三、〇〇〇圓	一〇〇、〇〇〇圓	九・四%	
計	五、〇九六、〇〇〇圓	五、〇〇〇、〇〇〇圓	九・八%	

▲圖書購入状況調

年度別	分類		總記(一般)		精神科學		歷史科學		社會科學		自然科學		工 藝		產 業		美 術		語 學		文 學		其の他		計冊數
	冊數	%	冊數	%	冊數	%	冊數	%	冊數	%	冊數	%	冊數	%	冊數	%	冊數	%	冊數	%	冊數	%	冊數	%	
昭和二十四	五	七・七	二六	四・二	三六	一・六	四二	一・八	三九	一・八	三九	一・八	一五	三・三	四	九・九	一三	二・八	四	〇・九	五	一・六	二	〇・二	四六
リ 二五	五	七・七	二六	四・二	三六	一・六	四二	一・八	三九	一・八	三九	一・八	一五	三・三	四	九・九	一三	二・八	四	〇・九	五	一・六	二	〇・二	四六
計	六九	七・七	四四	四・五	六四	四・五	四二	三・七	三七	三・五	九	〇・四	三	一・九	八	七・一	二〇	一・六	二〇	一・六	二〇	一・六	二	〇・二	九八

北海道議會圖書室管理規程

(昭和二十四年三月十五日道議會告示第一號)

第一條 北海道議會に圖書室を置く。

第二條 圖書室には官報、公報及びその他の刊行物を備える。

第三條 圖書室は議員の調査研究に資する外一般にもこれを利用させる。

第四條 圖書室は議會事務局がこれを管理する。

第五條 圖書室の運営について研究するために委員を置き、總務委員をもつてこれに充てる。

第六條 圖書室の管理上必要な規程は議長がこれを定める。

附 則

この規程は公布の日から施行する。

北海道議會圖書室管理規程

(昭和二十四年三月十五日制定)

第一條 圖書には北海道議會圖書室の印を押捺する。

第二條 圖書にはすべて圖書票を附し、圖書臺帳及び索引カードにこれを記入する。

第三條 圖書の分類は十進分類法による。

第四條 圖書を受領したときは直に落丁汚損の有無を檢査する。

第五條 圖書の閲覧及び貸出しの時間は議會事務局の執務時間内とする。

第六條 圖書の閲覧及び貸出しは帳簿をもつてこれを記録する。

第七條 閲覧及び貸出しの圖書は特別の事情がない限り一人一回三冊とする。

第八條 貸出し圖書の返還期限は七日以内とする。

但し事情によりこれを延長することができる。

第九條 議員及び道職員以外の一般利用は特別の場合を除き閲覧のみとする。

第十條 借覽者が圖書を著しく汚損し又は紛失したときは顛末書を徴する外現物又は時下相當額の辨償を求めることがある。

第十一條 本規程に定められたものの外必要な事項は事務局長がこれを定める。

